

3月3日（第1日）

3月3日(火)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	堅道隆司	2番	越野哲也
3番	野崎剛睦	4番	前田鎮夫
5番	胡子雅信	6番	林久光
7番	住岡淳一	8番	山根啓志
9番	胡子勝弘	10番	登地靖徳
11番	浜西金満	12番	山本一也
13番	石下洋子	14番	吉岡憲伸
15番	新家勇二	16番	鎌田哲彰
17番	下河内泰	18番	太刀掛隼則
19番	扇谷照義	20番	小西俊明
21番	沖也寸志	22番	伊藤一志
23番	西中克弘	24番	山木信勝
25番	上田正		

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
副市長	山西 文男	教育長	万治 功
総務部長	酒永 光志	市民生活部長	西山 弘行
福祉保健部長	徳永 信幸	産業部長	島本 俊明
土木建築部長	泉谷 伸生	会計管理者	川上 勝己
江田島支所長	吉野 伸康	沖美支所長	空久保博志
大柿支所長	山岡 敏紀	教育次長	玉井 栄藏
消防長	小跡 孝廣	企業局長	大越 静博
総務課長	土手 三生	財政課長	川尻 博文
企画振興課長	今井 洋		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	重川 忠道
議会事務局次長	久保 和秀
議事調査係長	新庄 啓子

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名

- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について（広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について）
- 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 10 諮問第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 11 議案第 20 号 江田島市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案について
- 日程第 12 議案第 21 号 特別職等の職員等の給与の特例に関する条例案について
- 日程第 13 議案第 22 号 江田島市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 14 議案第 23 号 江田島市生活安全条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 15 議案第 24 号 江田島市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 16 議案第 25 号 江田島市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 17 議案第 26 号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 18 議案第 27 号 江田島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 19 議案第 28 号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 20 議案第 29 号 江田島市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 21 議案第 30 号 江田島市介護予防支援事業運営基金条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 22 議案第 31 号 江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 23 議案第 32 号 大柿自然環境体験学習交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 24 議案第 33 号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 25 議案第 34 号 江田島市老人医療費助成条例の一部を改正する条例案

- について
- 日程第 26 議案第 35 号 江田島市敬老金贈呈条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 27 議案第 36 号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 28 議案第 37 号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 29 議案第 38 号 江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 30 議案第 39 号 江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 31 議案第 40 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 32 議案第 41 号 字の区域の変更について
- 日程第 33 議案第 42 号 平成 20 年度江田島市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 34 議案第 43 号 平成 20 年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 35 議案第 44 号 平成 20 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 36 議案第 45 号 平成 20 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）

## 開会（開議） 午前10時00分

○議長（上田 正君） ただいまの出席議員は25名であります。全員出席です。  
定足数に達しておりますので、これから平成21年第2回江田島市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

### 日程第1 諸般の報告

○議長（上田 正君） 日程第1「諸般の報告」を行います。

田中市長から報告事項がありますので、これを許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 皆さんおはようございます。

今朝はこの冬になりまして初めてと言いますか、本格的な雪が降っておりますので、交通事故あたりには気をつけてもらわんにゃいけないんじゃないかというように思いました。何かさっき、市民クラブの皆さんの控え室で、何か早瀬の方でもう既に交通事故があるとかいうことで、これも雪の影響じゃないかないうように心配しておりますが、子どもたちは雪が降って喜んでいるのではないかと思いますけれども、大きい事故がないように祈るばかりでございます。

さて、本日は、第2回江田島市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の各位には全員ご出席をいただきありがとうございます。また、市民の方々には、早朝から定例会の傍聴にお越しいただきまして、心からお礼申し上げます。ありがとうございます。

皆様ご承知のように、地方自治方法及び市条例では、定例会は年4回と定められております。その第1回目が本定例会でございまして、平成21年度の新年度予算並びに関連議案をご審議いただく、最も重要な定例会でございまして、活発な議論とともに、慎重な審議をよろしくお願いいたします。

さて、2月18日の第1回の臨時会以後の市政の主な事柄につきまして、5項目ほど報告申し上げます。

まず第1点が、市長を囲む会についてでございます。

2月の20日、市内で江田島市商工会青年部主催の「市長を囲む会」に出席いたしました。会では、「このまま人口が減少すれば、商売もできなくなるし、江田島市自体も運営ができなくなるのではないか。」との話とか、また、「出生率を上げる手立てはないか。」など人口減少・少子化を危惧するものや現在の経済不況に対する問題についての質問、また意見が多く出ました。

商工会の青年部が、江田島市の将来を真剣に考えていることがうかがえ、頼もしく感じたところであります。これからの青年部の活動に期待したいと思います。

2点目が、林野火災防ぎょ消防大訓練についてでございます。

2月22日、大柿町陀峯山で平成20年度林野火災防ぎょ消防大訓練を実施いたしま

した。これからの季節は、空気が乾燥し、林野火災が発生しやすくなるため、初動体制及び各防災関係機関との連携体制の確立を目的に、消防本部、消防団、広島市消防航空隊及び江田島警察署の約170名が参加して訓練を行いました。

これからも定期的に訓練を行い、災害に備え連携強化を図ってまいります。

3点目が、江田島市かきカキマラソン大会についてでございます。

3月1日、沖美町高祖埋立地を主会場に、第32回江田島市かきカキマラソン大会を開催いたしました。

大会には市内をはじめ、広島市、呉市など県内外から3km、5km、10kmの3コースに約1,200人の選手がエントリーしました。完走した選手には、参加賞として市特産のスイートピーと焼きカキが振舞われ、大会は盛況で江田島市を大きくアピールすることができました。

ご協力いただいた関係機関及び団体のボランティアをはじめ、江田島警察署、沿道で熱い声援をしていただきました市民の皆さんにはお礼を申し上げます。

4点目が、江田島市保健福祉審議会の答申についてでございます。

2月27日、江田島市保健福祉審議会の大津委員長から、「江田島市老人福祉計画・第4期介護保険事業計画」、「江田島市第2期障害福祉計画」及び「江田島市地域福祉計画」について答申を受けました。

今後、これらの計画に基づいて市民ニーズに対応しながら、保健・医療・福祉サービスを充実させていくため、地域における連携・協力体制を強化し、総合的なサービスの提供を図ります。

5点目が、各種定期総会等についてでございます。

このことについては、別紙1のとおり開催され、市長、副市長、教育長及び関係部課長が出席いたしました。

市政報告書にはありませんけれども、年が明けまして火災の発生件数が多く、中でも1月3日の沖美町高祖での建物火災と、つい先日の2月28日の江田島町小用の建物火災では、高齢者の方が焼死されるという大変痛ましい火災が発生しております。犠牲者のご冥福をお祈りするとともに、3月1日から始まっております春季火災予防運動を通して火災予防の徹底を図ってまいりたいと思います。

以上で、市政報告を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、市長の報告を終わります。

次に、議長報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成20年11月及び12月の例月出納検査の結果報告書がお手元に配布しております。ご覧いただくようお願いいたします。

朗読は省略します。

以上で、議長報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（上田 正君） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において7番住岡淳一議員、8番山根啓志議員を指名いたします。

### 日程第3 会期の決定

○議長（上田 正君） 日程第3「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は23日間に決定いたしました。

### 日程第4 報告第1号

○議長（上田 正君） 日程第4「報告第1号 専決処分の報告について（広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について）」を議題といたします。

市長からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「報告第1号 専決処分の報告について（広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について）」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された「市長の専決事項の指定について」に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同第2条第2項の規定により報告をいたします。

専決処分の内容につきましては、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更についてでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明を申し上げます。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） おはようございます。

報告第1号の内容について説明をいたします。

専決処分日は平成21年2月9日でございます。

その内容は、提案理由の中で市長が申しあげましたように、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更でございます。

山県郡町村税等滞納整理組合及び広島中央広域行政組合が、平成21年4月1日から広島県市町総合事務組合を脱退するため、規約中から削除するものであります。

変更された規約は、平成21年4月1日から施行するものとし、規約変更後の組織団体数は、8市9町12一部事務組合1広域連合の30団体となります。

2ページに専決処分書、3・4ページに規約変更の新旧対照表を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、「報告第1号 専決処分の報告について（広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について）」を終わります。

#### 日程第5 諮問第1号から日程第10 諮問第6号まで

○議長（上田 正君） 関連がありますので、「日程第5 諮問第1号から日程第10 諮問第6号までの人権擁護委員候補者の推薦について」の6件を一括の議題とします。

田中市長から提出の説明をお願いします。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました諮問第1号から諮問第6号までの「人権擁護委員候補者の推薦について」でございます。

最初に諮問第1号でございます。平成21年6月30日で任期満了となる人権擁護委員について、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

推薦をしたい方は、住所が江田島市沖美町〇〇〇〇〇番地〇、氏名が黒神 修、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれでございます。この方は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

続いて、諮問第2号でございます。提案理由につきましては、諮問第1号と同じでございます。これ以後の諮問については、説明を省略させていただきます。

諮問第2号で推薦をしたい方は、住所が江田島市沖美町〇〇番地〇〇、氏名が三浦達彦、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれでございます。この方は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

続いて、諮問第3号でございます。諮問第3号で推薦をしたい方は、住所が江田島市江田島町〇〇〇丁目〇〇番〇号、氏名が森藤 憲恵、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれでございます。この方は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。引き続いての任をお願いしたいと思います。

続いて、諮問第4号でございます。諮問第4号で推薦をしたい方は、住所が江田島市江田島町〇〇〇〇丁目〇番〇〇号、氏名が加藤 正治、昭和〇〇年〇月〇日生まれでございます。この方は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。引き続いての任をお願いしたいと思います。

続いて、諮問第5号でございます。

諮問第5号で推薦をしたい方は、住所が江田島市大柿町〇〇〇〇〇番地〇、氏名が平元 勝一、昭和〇〇年〇月〇日生まれでございます。この方は、人格識見が高く、広

く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございまして、引き続いての任をお願いしたいと思います。

続いて、諮問第6号でございます。

諮問第6号で推薦をしたい方は、住所が江田島市江田島町〇〇〇丁目〇〇番〇〇号、氏名が小川 壽子、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれでございます。この方は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございまして、引き続いての任をお願いしたいと思います。

以上6件の諮問でございます。何とぞよろしくお願いたします。

○議長（上田 正君） 以上で説明を終わります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、諮問第1号についてをお諮りします。

人権擁護委員候補者としての黒神 修さんを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、黒神修さんを適任とすることに決定しました。

諮問第2号についてをお諮りします。

人権擁護委員候補者として三浦 達彦さんを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、三浦 達彦さんを適任とすることに決定しました。

続いて、諮問第3号についてお諮りします。

人権擁護委員候補者として森藤 憲恵さんを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、森藤 憲恵さんを適任とすることに決定しました。

続いて、諮問第4号についてお諮りします。

人権擁護委員候補者として加藤 正治さんを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、加藤 正治さんを適任とすることに決定しました。

続いて、諮問第5号についてお諮りします。

人権擁護委員候補者として平元 勝一さんを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、平元 勝一さんを適任とすることに決定しました。

続いて、諮問第6号についてをお諮りします。

人権擁護委員候補者として小川 壽子さんを適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、小川壽子さんを適任とすることに決定しました。

## 日程第 1 1 議案第 2 0 号

○議長（上田 正君） 日程第 1 1 「議案第 2 0 号 江田島市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） 先ほどの議案で、私の番地の紹介の中で「何番地の」という「の」が入ってしまったんですが、これは合併のときに番地の後へ「何番地の」とかい「の」がなくなっておりますので、訂正しておわび申し上げます。

ただいま上程されました「議案第 2 0 号 江田島市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案について」でございます。

介護従事者の処遇改善を図るために行われる介護報酬改定に伴い、介護保険料の上昇分を抑制するための臨時特例交付金が交付されるため、当該交付金を適正に管理運営する基金を設置する条例を制定する必要があるため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第 2 0 号の説明をします。

1 4 ページ、1 5 ページに条文を添付しています。

1 6 ページをお願いします。

参考資料である介護従事者処遇改善臨時特例基金についてにより説明します。

基金の設置目的は、介護従事者の処遇改善を図るために行われる介護報酬の改定に伴い、介護保険料の上昇分を抑制するため、国から「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」が交付され、この交付金を適正に管理運営するため、基金を設置するものでございます。

特例交付金の交付見込額は、2, 2 5 7 万 2, 1 5 7 円で、その内訳は第 1 号被保険者保険料の軽減分として 2, 0 5 9 万 5, 9 5 7 円、その他経費として 1 9 7 万 6, 2 0 0 円になっています。

今後の交付金の流れは、今年度に受け入れて基金に積立をし、平成 2 1 年度から平成 2 3 年度の 3 年間で給付費の財源として取り崩すこととなります。

1 5 ページをお願いします。

附則として、施行期日、この条例は交付の日から施行する。

有効期限等、この条例は平成 2 4 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するもの

とするとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、「議案第20号 江田島市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案について」を起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、「議案第20号 江田島市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案について」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第21号

○議長（上田 正君） 日程第12「議案第21号 特別職の職員等の給与の特例に関する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第21号 特別職の職員等の給与の特例に関する条例案について」でございます。

平成19年4月から平成21年3月31日までの期間、特別職の職員等の給料月額を減額して支給することになっているが、期間を引き続き平成23年3月31日まで延長し、更に給料月額の減額の割合を引き上げ、これを期末手当にも適用するため、現行条例の全部を改正する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 18ページをお開きください。

特別職の職員等の給与の特例に関する条例の全部改正でございます。

第1条で条例の趣旨をうたっております。

第2条では、市長及び副市長の給料月額の特例を規定をしております。

平成19年度、20年度において、特別職の職員等の給与の特例に関する条例に基づき、市長・副市長・教育長の給料の減額を実施しておりますが、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間、引き続き減額を継続するものとし、減額率は市長については、給料月額の100分の12、副市長にあつては100分の10に相当する額を減じた額とするものであります。

第3条は教育長の給料月額の特例を規定をしております。副市長と同率の100分の10に相当する額を減じた額とするものであります。

第4条第1項は、手当の額の算出の基礎となる給料月額を規定をしております。この改正では、期末手当についても減額の対象とするもので、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、第2条で定められた額とするものでございます。

第4条第2項は、退職手当の額を算出の基礎となる給料月額は、減額前のものとする規定でございます。

附則として、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

20ページに参考資料を添付し、給料の減額前、減額後の数値を示すとともに、給与減額に係る効果額を表で表しております。

ちなみに、市長は減額前の給料月額は75万8,000円でございます。過去2年間は、7%の減額率で70万5,000円となっております。これが今後2年間66万7,100円になります。以下、副市長につきましても、減額後55万8,000円、教育長につきましても、減額後52万6,500円となるものでございます。

先ほど申し上げましたように、期末手当につきましても、この減額率を適用するものでございます。

2番目に給与減額による効果額を示しております。総額で527万4,000円の財政効果額があります。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番 越野議員。

○2番（越野哲也君） 約1人分の一般職員の給与が大体浮くということなんですけれども、そもそもまず7%から12%にしようかといった目的についてですね、ちょっと市長に質問したいと思います。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 7%をどうして12%にしたんか、どうして10%にしたかということなんですけど、はっきりした根拠はありません。これははっきり言えます。こういう根拠があるから12%にしたとか、10%にしたということはありません。ただ、前任者の曾根市長の時代にですね、ご存じのように7%と5%カットを続けておりました。更にですね、今回、このうえ上乘せしてカットをしたいというように思ったのはですね、この後の議案の中にもありますように、国保の値上げとか介護の値上げとかいう

のが続いてあります。そういう社会全般の情勢を勘案したときにですね、更に我々も痛みを分かち合うためにもやむを得んのではないかとということで、数字の根拠はありませんけれども、一段と踏み込んだ数字にしなれば、市民の皆さんのご理解が得られんのではないかとということなんです。

今後もしろんな場面でそういった市民の皆さんに痛みを伴うことが出てくるのが予想されますので、根拠はありませんけれども1つの気持ちのあらわれがこの数字だということでご理解していただきたいと思います。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

3番 野崎議員。

○3番（野崎剛睦君） 経済効果が以前より300万強あるわけなんですけど、どう言うんですか、減額率を多くした、また期末手当の支給率も減額を適用するという事は、かなり思い切った給与減額を提示されているわけなんですけど、これは前提として、職員のそういうものにも将来踏み込んでいくための、まず特別職から姿勢を正すという意味かどうか、そこらをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 私が市長選挙に立候補しました時点で、聖域なき改革を行いたいということで申し上げたわけなんですけれども、第1回目の臨時会のおりにも、それに似たような質問があったかと思いますが、そのおりにも申し上げましたように、市全体の歳出の中で、それを見直さなければいけないというように思っておりますので、できればそこまで踏み込んで行きたいというように考えております。今日のところは、その程度までの段階で、また、これはちょっとした生活給で生活の基本となる給料をカットしたいということですから、今日のところはまだ職員の方との問題がありますので、それぐらいにさせていただきたいと思います。

私らの給料をカットすることについても、人間ですから、正直に言いまして私らも減額はされるよりはされないでいただけるのが、一番一生懸命仕事に精出して働けると思います。江田島市の特別職の給料あたりももう、多分、議員の皆さんもご存じじゃないかと思いますが、県内でも市ではダントツに低いです。安芸郡の町と比べましても、間違いなしに私の給料が低いです。それを更にカット続けるということですから、気持ちの上では非常にこんなにカットしてというようなつもりはありますけれども、それは先ほど言いましたように市民の痛みを考えるとですね、それはもう我々も我慢せんにゃあいけんのではないかとということでおりますので、当然、市の職員にもその気持ちを私らの特別職の気持ちをですね、やっぱり伝えんといけんということがありますので、今回こういうカット率にしたということでございます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

4番 前田議員。

○4番（前田鎮夫君） 私、これ条例改正のテクニックの問題かもわかりませんが、2点ほどお尋ねいたします。

まずですね、これ条例が全文改正になっているんですね。全部改正、何か意義があって全部改正なのか、これが1点と。

もう1点は、一般職の最高額は幾らになるのか、この2点お願いします。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 全部改正をさせていただきましたのはですね、このたびは期末手当等も減額をすると、その部分も増えるということも1つありました。それと、率の改定につきましてもですね、そのままの5%をのばさずに、もとのままでしたら条文自体もコンパクトになるわけですが、それぞれいらう箇所が多いようでございますので、全部改正とさせていただいたものでございます。

職員の給料の最高額と言われましたが、現在、うろ覚えで申し分けありませんが47万円が最高額と記憶しております。ちょっと端数は若干ありますけれども。終わります。

○議長（上田 正君） 4番 前田議員。

○4番（前田鎮夫君） わかりましたが私これね、ちょっとですね、多少条文改正のテクニックの問題だと思ったんですが、全文改正されますとね、一見コンパクトでいいと言われたんですけども、ちょっと全文、前条例との比較が非常にしにくいんですよ。どこがどんなに直っているかも見えんし、できればですね、条文のその全部を改正するというのは今後は避けていただきたいと思いたいの、見えにくいということでございます。これが1点。

それと、47万とおっしゃったんですが、これをやりますとですね、これ一般職と特別職の給料が、かなり近づいてきます。これは余りですね歓迎できることじゃないかという感じがいたします。今回は、思い切ってこういう条例改正案出されとるんでしょうが、先ほど市長おっしゃいますように、余り下がったことで自慢できるようなことじゃないと思うんですよ。やっぱり給料下げるだけが決して自慢じゃないと思いますので、これからまた一般職の方が下がるのかカットされるのかどうかわかりませんが余り、これ賛成せざるを得んと思いたいの、気持ちとしてはですね余り下げてくださいたくないという感じがいたします。以上です。

○議長（上田 正君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、「議案第21号 特別職の職員等の給与の特例に関する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、「議案第21号 特別職の職員等の給与の特例に関する条例案について」は、

原案のとおり可決されました。

### 日程第 13 議案第 22 号

○議長（上田 正君） 日程第 13 「議案第 22 号 江田島市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第 22 号 江田島市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について」でございます。

統計法が平成 19 年 5 月 23 日に全部改正され、改正後の統計法が平成 21 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 22 ページをお開きください。

江田島市個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

第 29 条第 2 項を改めるものでございます。

23 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

現行条例で、統計法によって徴収した個人情報については、その管理は国によってされるものであることから、条例第 29 条第 2 項によって適用しないこととしております。

このたび統計法の全部改正がなされ、関係条文の第 29 条第 2 項を国の法文に準じ改正案のとおり一部改正をするものでございます。

第 2 項は、第 1 号から第 3 号まで規定されていたものを第 2 項として一文に規定をされたものでございます。

22 ページに戻っていただきます。

附則として、この条例は平成 21 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、「議案第22号 江田島市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、「議案第22号 江田島市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第23号

○議長（上田 正君） 日程第14「議案第23号 江田島市生活安全条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第23号 江田島市生活安全条例の一部を改正する条例案について」でございます。

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 25ページをお開きください。

江田島市生活安全条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由にもありましたように、「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例が一部改正されたことに伴い改正をするもので、第2条の定義と第3条第2項の市の責務及び第5条の生活安全協議会の規定について、県条例に合わせ改正をしております。

第4条の第3項で、市民の責務として「市民は、子ども、高齢者、女性等が犯罪の被害を受けていると認められるとき又は犯罪の被害を受けるおそれが明らかであると認められるときは、状況に応じて、警察官への通報その他適切な措置を講じるよう努めるものとする。」との規定が追加したことが、今回の主な改正でございます。

附則として、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

26ページに新旧対照表を添付しております。以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番 前田議員。

○4番（前田鎮夫君） ちょっと2、3点お尋ねをいたします。

まずですね、県条例の改正によってという表現がしてあります。まず、25ページにあります第2条、「市長」を「市」とするという変更、これは何を意味するのか。それ

が1点と。

それから、第5条にですね、実施される施策の推進について、連絡調整会議というのをつくるようになっております。この連絡調整会議の主催というのがですね、当然私、市長がやるものと思っただけです。ところが調整会議そのものがですね、これは市長から市がそういうものを設置するというようになりますと、市長の、これはどう言いますか、連絡調整権がですね、この協議会に移るのかどうか。こうなりますと、市長の影響は連絡協議会、もちろんこれは推せんですから協議会そのものに移っていくものだと思いますけど、協議会と市長との関係というのがちょっとよく見えんのです、私がなぜ市長を市にするのか。このまず1点お伺いします。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） ご質問は2点でございました。市長をなぜ市にするのかということでございますが、この生活安全協議会また生活安全条例につきましてはですね、当然、市がこの条例を制定をするものでございますので、ただ、この生活安全の目的またこれを実施、施行する場合に、市長が先頭に立つのはもちろんでございますが、地域全体に各関係機関相互のもとに、これを実施していきたいという物事がございますので、市長から市全体の意味ということにしまして市としたものでございます。

また、調整会議、江田島市生活安全協議会につきましては、これは当然、市もその協議会の会員となっております。会長がこの協議会の開催通知等を実施をするようになりますけれども、これにつきましても、先ほどと同じ説明でございます。生活安全協議会に各種団体長さんを入れていただきまして、この市民の生活安全を推進していくというものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（上田 正君） 4番 前田議員。

○4番（前田鎮夫君） それでしたらね、県条例がかわったから、ひと括りでこれは当然そういう改正だという表現してあるわけですよ。これ、なぜ市長を市にするのかというのはどうしても理解できんのですよ。普通はどんな協議会であってもですね、市長が諮問機関あるいは調整機関として設置されるというのはわかりますが、市がそういう調整権を持つようなものになりますとですね、ちょっと心配しましたのは生活安全協議会ですか、これがですね一人歩きするようになるんじゃないかという心配をしたんです。市長のもとでつくるというにしてもですね、つくるんでしたら市長に最終調整権ありますよ。しかし、市がやりますとね、これはどうしても理解できんのですよ、なぜ市にしたのか。市長をなぜ市にしたのか。これは県条例ということでひと括りしてありますんで、その県条例の改正趣旨がわかりませんと、わしちょっと賛成しかねるんです。これいかがですか。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） この生活安全条例でございますが、ご指摘のことで、私の説明が悪いところもあるかもわかりませんが、もう1つの団体で防犯連合会というのもございます。それもですね、これは市長でなくて、市としての全体の会議となっておりますので、もしご指摘のようなことがあるならですね、防犯連合会についてもそのようなことが言えるんじゃないかという思いがあるわけでございますが、そのような

ことは決してございませんので、この生活安全協議会また防犯連合会についてもですね、当然、その協議会の中に市長は含まれておりますし、それぞれ安協であるとかですね各種団体長を構成員としてなっていていただいておりますので、そういう例えばこの生活安全協議会が市の枠からはずれてですね、一人歩きするようなことは決してないと思っております。

○議長（上田 正君） 4番 前田議員。

○4番（前田鎮夫君） 理解ができるかできんかですね、今、わし県条例といいますのはですね、県でこの市町村の協議会なり、安全協会あるいは防犯協会ですか、設置されると言ってもですね、ひと括りで、いわゆる市町村にそれは当然、県が県条例をもって市町村の条例を縛ってきとるわけですから、これは理解できるんですが、そこですね、なぜ市長が、市が、県がいう表現がですね、私どうしても理解できなかったんですよ。県条例の場合はわかりますよ、これは。しかし、市町村の条例の中で、市長権限から市に権限が移るといような表題を見るかぎりにはそういうように見えるんですよ、これ変更が。それで、なぜだろうかというその疑問点がどうしてもついてまわったわけです。理解できなかったんですよ。それを先ほど部長の方から、今ありましたように、決して一人歩きすることはないと思うと言われるのはわかりますけどね、これは当然、このおそらく協議会の中には、県の人が入ってくるんですよ。何人か入ってきてんですよ。警察署の人も、あるいは県の方入ってこられる。これがちょっと気になるんですよ、わし。そこで、統括権いうものはやっぱり市町村の場合は市長にあるべきだというわしからも思いをしておりますから、これは理解はするようにしますが、そういうことがないようにひとつお願いしまして、この県条例ですね、できれば県条例の変更、改正趣旨がわかればですね、ちょっとまた教えていただきたいと思っております。以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

5番 胡子議員。

○5番（胡子雅信君） 1点質問をさせていただくんですけども、今回ののは条例一部改正ということで、第4条に1項を追加すると、これは子ども・高齢者・女性等犯罪被害を受けていると認められる、もしくは受けているおそれがある場合は警察官に通報という適切な措置を講じるよう努めるものということで、市民の責務を決めるわけなんですけども、この点について、これ条例が改正案が可決された場合に、市民への周知徹底をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） これにつきましては、周知方法とすれば、やはり市の、広報等で周知をしていきたいというふうに考えています。

○議長（上田 正君） 5番 胡子議員。

○5番（胡子雅信君） 広報で市民に周知徹底するということなんですが、この条例を第1条に定義、市民の定義があるわけなんですね。江田島市に住所を所有する者及び滞在する者、並びに江田島市内に所在する土地、建物、商店、営業所等の所有者及び管理者をとというふうになっております。今、その総務部長の答弁の中では、広報江田島市等ということで、基本的には広報江田島市を前提に考えていると思うんですね。そうす

ると、広報を受け取れない市民も実在するということになると思います。そういう意味では、公共施設であるとか、あとは宿泊施設等々にポスターという、そういう形で掲示する。または市内に住んでいなくて土地、商店、営業所を持つ所有者がですね、例えば広島市にあれば、そこにもやっぱりそういった連絡をするべきものと考えますがいかがでしょうか。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） ご指摘ごもっともなところではございますので、今後検討するとともに前向きに対処していきたいと。このように思っております。お願いします。

○議長（上田 正君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、「議案第23号 江田島市生活安全条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、「議案第23号 江田島市生活安全条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第15 議案第24号

○議長（上田 正君） 日程第15「議案第24号 江田島市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第24号 江田島市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

平成21年4月1日から旅費日当を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 28ページをお開きください。

江田島市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第3条中「別表のとおり」を「江田島市職員等の旅費に関する条例に規定する旅費の

額に相当する額」に改め、別表を削るものでございます。

附則として、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

29ページをお開きください。新旧対照表を添付しております。

別表に示す額は、江田島市職員等の旅費に関する条例に規定する旅費の額と同じでございます。このたび旅費日当の額を改定することに伴い、別表を削除し規定条文で表すことにしたものでございます。

日当についての改定は、その30ページの参考資料で示しておりますが、まず旅費の構成でございます。旅費は運賃と日当と宿泊料の3点で構成をされておまして、そのうち日当につきましては、交通費等の雑費それとその旅行で要する食費等、これが半分ずつで構成をするようになっております。この日当の中で、食費に該当するものをこのたび削ることといたしまして、交通費等の雑費のみ日当として支給するものとするものでございます。

改定の内容につきましては、そこのところに日当2,400円が半額になりますので1,200円、1,200円が600円になる。そのように示しておりますし、特別職の職員は、この後の議案で出てきますけれども、日当3,000円が1,500円、半日当の適用については1,500円が750円になるものでございます。

なお、改定による効果額につきましては、234万円を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番 胡子議員。

○5番（胡子雅信君） すみません。今1つ、条例の内容というわけでもないんですが、今、総務部長のご説明の中で、これ今回の改定案は、言ってみれば平成16年の条例41号の江田島市職員等の旅費に関する条例の額に相当する額とするということで改めるわけなんです、説明の中で参考資料に30ページのところのこの改定案ということで日当の半額ということをご説明されましたが、今この条例の改正においては、まだ改定してないのであって、それをちょっと説明に使うというのはちょっとどうなのかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 申しわけありません。まだ一般職とですね特別職等の一部改正の条例案については、この後に出るものでございましてですね、ちょっと私、早計すぎたという点を反省しております。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、「議案第24号 江田島市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、「議案第24号 江田島市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第16 議案第25号

○議長（上田 正君） 日程第16「議案第25号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第25号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

平成21年4月1日から旅費日当を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 32ページをお開きください。

江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容は、別表第2、日当の欄の「3,000円」を「1,500円」に改め、別表第2、備考第4項中「当分の間」を削り、「その半額とする。」の次に「ただし、公用車を使用して呉市音戸町及び同市倉橋町に旅行する場合は支給しない。」この条項を加えるものでございます。

附則として、この条例は平成21年4月1日から施行するものです。

33ページに新旧対照表を添付しております。

34ページをお開きください。

旅費日当の概念は先ほど説明を申し上げたとおりでございます。なお、この条例改正による効果額につきましては、その参考資料の一番下の特別職の欄を見ていただきたいと思いますと思いますが27万円、21万円を合わせた48万円が効果額と想定をしております。終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。  
これより、討論を行います。  
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから、「議案第25号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、「議案第25号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分ほど休憩します。

(休憩 11時10分)

(再開 11時22分)

## 日程第17 議案第26号

○議長(上田 正君) 休憩を解いて会議に入ります。

日程第17「議案第26号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました「議案第26号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

本市一般職の職員の地域手当について、広島県に準じて改定するため、現行条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長(上田 正君) 酒永総務部長。

○総務部長(酒永光志君) 36ページをお開きください。

江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容は、第14条第1項中「当該地域に近接する地域のうち、民間の賃金水準及び物価等に関する事情がその地域に準ずる地域に所在する公署で、規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。」という項目がございますが、これを削るこ

ととしております。また、同条第2項中「100分の3.3」を「100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合」に改めるものでございます。

附則として、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

37ページに新旧対照表を添付しております。

38ページをお開きください。

地域手当の改定について、参考資料として、その概要を説明しております。

まずその1で、地域手当は当該地域における物価高を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給することになっております。なお、地域手当につきましては、平成18年の4月に官民の給与格差を解消するため、公務員の給与水準を全体的に引き下げることがございました。その時点において、本市におきましても、平均4.8%の削減をいたしたところでございます。その時点におきまして、民間給与が高い都市部で働く公務員に厚く配分する仕組みということで、この地域手当ができたものでございます。

2の改定の内容でございます。

地域手当についての国の考え方は、「人事委員会を置いていない市町については、都道府県の人事委員会における民間との給与の調整結果を参考に適切な改定を行うこと」とされております。

このことから、本市の地域手当については、これまで県に準じて改定してきたところであります。

地域手当の支給率を表に示すように100分の3.3から100分の3.58に改めるものでございます。なお、県においては、広島市及び広島市近隣の府中町・海田町においては同率の額を、その他の県外の市町における勤務者についても、0.3%を支給することとしており、これについても、0.28%増として改定することと聞いております。

本市における改定に伴う経費の増加額は、対象者が10人で10万3,000円と見込んでおります。以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番 越野議員。

○2番（越野哲也君） 官民の賃金水準を見てこの手当を上げていくということですが、実際にどうなのでしょうね。私は思うんですけども、今、先ほどから職員の給与を下げていこうと、市の財政上ですね、上げたいのはやまやまなんですけれども、そういった中で官民との差がそれほどわが市の職員にあるのかどうか、私は疑問に思っております。

それから、今回ですね、それがまず1点。従来、3.3%と固定で条例の中に書いていましたけれども、今回10%を超えない、100分の10を超えない範囲内で規則で定めるということになると、勝手に9%に上げることもできるという私は考えを持っておるんですけども、その辺について、今回上げることもちょっと私は否定したいわけなんですけれども、なぜ県の勧告に従ってそのとおりにやらなくてはいけないのか。まだ時

間を短縮しようという勧告もあったみたいですけどそれもやってない。そういった中で、今これを出すというのに非常に疑問を持っているんですが、その辺のところをちょっとお答えください。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 官民の格差が実質的にあるのかどうかいうところで、大変、この質問につきましては、我々も答えるすべを持っておりません。ある一面においては高いものもありますし、ある一面においては低いものもあるだろう、そのように予測はしておりますけれども、その根拠いうのはなかなか答える材料を持っておりませんのでご容赦願いたいと思いますけれども。この地域手当のいわゆる成り立ちと言いますか、先ほども申し上げましたようにですね、平成18年4月に人事委員会の勧告でもって平均4.8%の給与の削減をしたところでございます。国においては、その削減によって出た財源をこの地域手当に充当をするということがございました。本市につきましては、この江田島市域内に勤務する者についてはそういう地域手当は支給をしておりません。広島市に派遣で出ている職員、また宇品で企業局の船員の交通部門の事務所がございしますが、そこに勤務する職員3名合わせて10名の職員についてのみ、この地域手当を支給しているところでございます。

本市には人事委員会は置いてございませんので、どうしても今の都道府県の人事委員会に頼るところがございします。その人事委員会の勧告内容に基づいて実施をしたものでございます。

それと、先ほど議員の方から、勤務時間の短縮のことをおっしゃられましたが、これにつきましては、いわゆる15分の短縮ということになりますと、給与の改定にしますと約3%ぐらいの改定率に該当する額になると思いますので、これにつきましては、やはり全員が3%、実質的に金額が上がらなくても内容的には上がった状態になるということでこのたび提案はしておりません。

それと、100分の10にしたらもう勝手に100分の10までは、規則を改正すればできるじゃないかと、ごもっともでございます。ただこれにつきましては、県の人事委員会の改定、勧告がない限りこれはできません。そのように管理しながらやっていくのでございます。

また、そのような勝手なことをしますとですね、本日これは中国新聞でございます。この中で、地域手当について165の自治体が上乘せ式をしとるということで、特別交付税が削減されたという記事が載っております。こういうことになりますので、これは絶対にないようにしていくというように思いますので、ご理解いただきたいと、このように思っています。

○議長（上田 正君） 2番 越野議員。

○2番（越野哲也君） その新聞は今朝見ましたけれども、広島市のみが対象地域ということでね、例えば宇品港の交通課の職員3人、宇品におります。そのほとんど宇品、通勤の途中なんですけれども、例えば昼間あそこにおってですね、土地を買うって言うんなら別なんですけれども、お弁当買ったり生活するに当たってですね、江田島のスーパーとほとんど変わらないと思うんですよ。交通課の企業局、今の随分繰出ししている交

通局の職員まで手当出すというのはどうなんですかね、ここでもうあっさりこれをカットしてですね、わずかな額ではありますけれども廃止したらどうだというふうに私は思うわけです。交通課の局長どうですか。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 総務の人事担当部長としての説明ということでございます。地域手当を廃止をするとか、手当に関することでございますので、例えば地域手当に限らず、通勤手当また扶養手当等々がございます。こういうものにつきましてはですね、当然、すべてにおいて国の基準に合致したものでうちは条例に明記をしております。またそのように運用しておりますので、そこらあたりはご理解をいただきたいとこのように思っております。企業局職員についても一緒でございます。

○議長（上田 正君） 2番 越野議員。

○2番（越野哲也君） じゃあ、多分、市の財源から全部出ていくわけですけど、国・県の指示に、勧告がありますよね、この勧告については、絶対に従わなくてはいけないものなのかどうか、そこだけちょっとお答えください。これ最後の質問です。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 絶対に勧告に従わなければいけないというものではございません。ただ、その勧告には、やはり準拠する姿勢が必要だと思っております。終了です。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 今回上程されました地域手当ということなんですが、全体の公務員の給与と民間の給与の差というものは、先ほど総務部長が答弁いたしましたように、どんなかということはあるかと思えます。ただ、今回、上程されとるのは、要するに広島市へ市から派遣してですね、広島市へ在住して広島市で生活をしとるものに対して手当を支給するということです。これは根拠は何か言うとはですね、江田島市内へ住んでおる人と広島市では、一般的には広島市で生活をする交通局の昼間だけでもですよ、広島市で生活をするものの方が一般的には物価が高いわけなんです。広島県あたりも、例えば東京事務所の場合遠いから通うことができませんから東京に住んだるわけなんです。東京と広島市内に住んだるものとの差というのは、当然なこととして物価の調整としての、そういう手当をしとるのが一般的で、私から言うと差があるのがですね、例えば江田島市の職員も江田島市内へ勤務しとるものと広島市で勤務するものですね、私は差があるのが公平じゃないか逆に公平じゃないか。私自身はそういう考えでおります。差があるのが当然、差があるのが逆に公平な、言われるように、全体のレベルとしての公務員の給与がどんなかいうことは、それはまたみんなに全員が平等に例えばカットならカットしてもらいう、みんなが同じようになる。この場合には広島市で勤務するものには当然、越野議員さんも感じられる思うんですが、まあ、あなたは宇品で昼飯食べるのもここで食べるのも同じじゃと言われたんですけども、私は広島の方が高いと思います。感じます。それは調査したわけじゃないんで、水掛け論でどっちが高いかという話になりますけどね。ただ感じとしては、やはり広島市で食べる方が少し高いんじゃないかと。特に東京らへ行きますと、明らかにここらで食べる場合と比べて高いです。ですから、

そういった物価調整のためのこの手当の支給ということで、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（上田 正君） 16番 鎌田議員。

○16番（鎌田哲彰君） 私もですね、たかだか10万3,000円ですから、微々たる0.28ですか、の率ですから決して高くはないと思います。ただ先ほど市長が言われました、市長、特別職の給与を我が身を削ってでも職員に理解してもらおうような1つの姿、形を見すんじゃないいうふうに言われたことと、たかだか10万3,000円でもありますけれども、それをまた今回これを上げる。本当に今のこの10人の方が広島市内に通われておる。これはわかることなんです。ほいじゃあこちらへ市内、江田島市内で従事されとる方とどれだけ費用が違うのか、そこらの根拠が全く見えんですよね。それなぜ手当がいるのか。今、全国で話題になっている鹿児島県の阿久根市長が、給与から手当から退職金からみなインターネットで出しましたよね。その中で今起きとることというのは、住民から見て何でこんな手当があるんかとか、何でこれだけ給料が出るとかいうふうなことばかりが、それが全てとは言いませんけれども、そういった今状況になりつつあるなかで、私はこの提案というのは、先ほど市長が言われたこととは全く逆行しとる改正理由というふうに感じます。特に、向こうで確実に住まれて家を持たれてアパート借りるとか向こうで生活されている方なら、そら確かに物価うんぬん全体を1年間通じたらかなりの差が出てくるとは思います。でも、今スーパーが乱立して、この市内よりはよっぽど物価は安いのを探せば、先ほど高いか安いかいろいろあると思います言われましたけれども、そんなに差は言われるとおりにないと思います。ないのに向けてこうした値上げ、給料を上げるということは市民感情からしても私は逆行することだと思いますが、まずいかがでしょうか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 私は自分で例えば調査をしてですね、資料を持つとるわけではないんで、先ほどああいった言い方したわけなんです、広島県あたりは人事院はちゃんと調査をしてですね、確たる証拠を持ってですね勧告しとるわけで、それを私らはちゃんとそれを尊重してですね、正しい資料じゃと正しい勧告が出たんじゃということに、私はそのように理解しております。しかし、ですから、私が言つとることはそんなに根拠はないかもわかりませんが、県が出している勧告というのはちゃんとした資料があると思いますよ。それは。

○議長（上田 正君） 16番 鎌田議員。

○16番（鎌田哲彰君） 確かにそのとおりだと思います。例えば、それじゃあ江田島市から東広島市であるとか、福山市であるとか、そこらあたりをまあ出向された。もちろん通えません。その中で住居をそちらへ構えとるか、単身ででもですね、やっぱり高いでしょ。そういった方におのずと手当をあげるというのは私は当たり前だと思います。でも、果たして今のこの10人の方が市内へ通われておる、でもその方ずうっとそっちに住んでおられるわけじゃないんですよ。ほかにこちらへ江田島市内で仕事されとる方と、どこがほいじゃあ上げんにやいけん理由があるのか。弁当が高いのか。交通費というのは支給されとるはずですよ。そうしたら、市内の方と江田島市内で働きよる方と、通

える方の生活給いいますか、どこがどれだけ違うのか、それを明確にして、これだけ苦勞しとるから市民の皆さん上げてくださいやいうんなら理解求められるでしょう。でも今のままで、果たして、国が県がそういうふうにするからこの際上げちゃれやというふうにしとれんのですよね。やっぱり、いくら人事院が決めても江田島市はそがいに裕福じゃないんじやと、それはできんのじやいうふうに抑えるべき、今後、職員の給与まで手がけるいうふうに市長さんは所信表明で言われましたけども、こういうことしよったら、まず間違いなくできんですよ。それは、特別職の方が、今回ああして大幅なカットされました。これは認めます。大変なことと思います。だれも下げられとうないですよ。でもそれを敢えてやらんにゃいけんというのは、今後そうした財政を鑑みて言われたことと私は信じておるんです。ということは、ここらでもやっぱりちょっと我慢してくれえやのということですますべきじゃないかと私は思うんですが、違いますでしょうか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） まあ江田島市ぐらいの規模でですね、例えばこういった問題のときですね、江田島市は現実に調査じゃ何かするとか、そら財政上とかいろんな理由で私はできん思いますよ。ですから、それより組織の大きい県とか国とかが、ちゃんと人員とかそういうことを配置できるところが調査をして勧告をしてくれとるわけですから、それを信用せずにね、ちょっとした江田島市としての根拠がないということと言われるとですね、物事が何も今から動きません。ですから、これは今回のことについては、仮に年間10万経費が増えます。しかし、そういったことのためにですね、調査は現実には私は江田島市ではできない思うんですよ。ですから、県とか国とかの勧告に基づいてですね、おおむねそれは妥当なものじゃないかということで、こうして今回挙げさせてもらうわけですよ。これをどうしてもだめ言うたら、もうそれはどうにもなりません。

○議長（上田 正君） 16番 鎌田議員。

○16番（鎌田哲彰君） あの、確かに国、県、人事院そういった根拠に基づいてアップされておると思います。でも、そのことと、それは例えば島根県、山口県の方が広島へ出向されて、先ほど言いましたこっちから福山へ行くのも一緒ですけども、そういった方で、本当に物価の高いところで生活せんにゃいけん、仕事のためにそこにおらにゃいけん、そういった方の苦勞しておられる、だから上げてくださいやいうふうな思いというのはわかります。でも、果たしてこの10人の方が市内へ通われとるということだけで、何が上げんにゃいけん、その根拠というのは、国、県が先ほど言うたそこへ常駐している方に対しての根拠であって、今のこの江田島市から10人出向されとる方というのは、どこがどうほいじゃあ、10人ですから調べよう思うたらなんぼでもわかりますよ。あんたらこの市内におる人と、どれだけ高い銭がいりよんやと、言やあしまいの話ですよ。調べとは言いませんよ、別に。おのずと市民の方も、それは理解できる思いますよ。どこが違うんか。交通費が高い、何とかで自腹を切りよんならわかりますよ。別個に市内なら自転車で行けるところを、ね。わざと船乗ってお金払うていきよんならわかりますよ。でも、それは交通費は交通費として支給して、後、扶養手当やなんじやらもちろん同じだけ出とるはずですよ。何が違うんか。弁当買うんか、仕事が終わって向こう

へ泊まりやあ別ですが、おそらく住まいこっちへ持たれている方ですから、こっちほとんど遊ばん限り帰って来られるでしょう。となると、1年通じてなんぼいりますか、その差額が。ちょっと考えてもわかる思いますよ。だから、国が上げようが、人事院が何言おうが、果たしてこの江田島市にそぐわれる法律、条例かということですよね。それを言いたいんですよ。だから、調べとか何とかじゃなしに、国が調べたのは確かにそういった方々を対象して決めたんですよ。でも果たしてうちはそうじゃないじゃないですか。そのために上げる必要性があるのかということをいよるんです。そりゃあ上げちゃげたいですよ、私も。できるものなら。以上です。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 2点ほど整理をしておきたいと思いますが。

まず1点はですね、広島市で生活したらどれだけ負担がかかるかと。この%に値するんかという論議になつとるわけですよ。これ全国的に押し並べてですね、いわゆる地域手当というのは、格差を是正するために手当としてですね、別に地域手当だけじゃなしに、例えば僻地手当であるとかですね、教員であれば、あるいは管理職手当であるとか、いろんな手当でですね、そのバランスをきちっとどういうんか、是正しているというところに根拠があるわけです。例えば、私も体験としてですね、広島市にですね13年間通いました。当然、地域手当なるものをいただいたような気がするんです。昼食を食べるのにですね、江田島市とそんなに高くないじゃないかと言われますけれども、例えば皆さんもですね、広島市で昼ご飯を食べるときにですね、江田島市で食べるぐらいの昼食かいうとやはり若干高いです。あるいは生活するのにですね、そこで勤務をして生活しているわけですから、どうしてもどういうんかね、生活の部分については、プラスアルファはかかるのではないかなという思いはしております。

それから、もう1点ですね、行革の視点で10万円そこそこだから云々とかいう、その手当の部分についてですね、一応どういうんか行革を、先ほど賃金カットその他やっているんだから、これもどういうんかね、上げるべきではないんじゃないか。ちょっと切り口が違うんじゃないかと。行政改革を進めていく、要するに歳出を削減をしていくという感覚はですね、この地域手当というのは一応、職員に補償されるですね、ベースとなるもんですね、ベースとなるものに対してですね、これは一応全国的なベースで、上乘せをしているわけではないんだから、この10人については認めていただきたい。行革の視点で、歳出を削減するのであれば一律にですね、職員に対してこういうものについては、賃金カットするなら賃金カットするという視点で考えていかないと、何でもかんでも切れればいいんだという感覚では、ちょっと切り口が違うんじゃないか。行革の視点ではないんじゃないかという思いがしておりますので、ぜひ理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

5番 胡子議員。

○5番（胡子雅信君） すみません。再三、今迄その越野議員及び鎌田議員がお話されたお話と似ているところもあるんですが、今、市長の方から、県とか国の根拠があるからこういうふうなことになっているという話かと思えます。実は私、広島県の人事委

員会の給与に関する報告をここにコピーしておるんですが、確かに平成19年の広島県の人事委員会が出している報告において、全国と広島市に住んでいるですね、一応これは標準生計費ということで2世帯、3世帯、4世帯という区分でですね、確かに平成19年度は広島市の生計費はですね、全国より低いんです。一方、20年11月に出されました広島県人事委員会職員給与に関する報告、これはですね、逆にこの広島市に住んでいる2世帯、3世帯、4世帯という標準生計費が全国より上回っているんです。言ってみればこれに基づいて今回の地域手当でも引き上げというものが県で行われ、それを踏襲する形で江田島市が今回条例改正という流れになっているかと私は思います。ここで、1つ、今、先ほども2人の議員もおっしゃったことなんですけれども、この県の報告の根拠を見ていくと、2世帯、3世帯、4世帯ということで、広島市に居を構えている、そこの中の生活費、ここはですね食料費であるとか、住宅関連費、住居光熱水道、家具、家事用品、あとは衣服関係ですね、それとあと保険医療、交通通信、教育、教養、語学、そういった諸々のものの世帯の平均的な標準が生計費なんです。ところが今、今までの議論の中で、江田島市からですね、県及びその宇品の交通局の所へ行く方々は、もうすでに江田島市に居を構えている。言ってみればこういった、どういうんですかね諸々の物価が全国より高いんで上げるという論法なんです。となれば、江田島市の地域手当というのは、どうも県の趣旨と異なっているんじゃないかなと、異なっているというか、県に合わせばいいのではなくて、県の地域手当の考え方と、市が出すものが、県と考えているものと違うのではないかなというふうに考えざるを得ないんです。その点今、副市長がいろいろ切り口で、先ほど鎌田議員さんの方におっしゃったことなんです。今度私が申し上げた、この報告書の部分の根拠において何かご意見があればお願いいたします。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 確かにですね、今言われるように、住居をどういうんか広島市に構えた場合にはですね、生活全般にわたってその地域手当というものへの影響は大きいということはあると思いますけれども、しかし一応手当の基準としてですね、これまでは地域手当と言わずに、調整手当という言葉でこれまでも支給されてきたんじゃないか。それを私どもの体験で調整手当をいただいたという経験がありますので、そういったことから考えて、これまでそういった是正を図っていく、格差を是正していくという1つの手法として手当が出されている。これを全国一律にですね、そういった形で国に準じ、あるいは県に準じてやっていると。実態としてですね、今回、大きくギャップしとるんじゃないかと。通勤で生活する場合については、その影響力は微々たるものじゃないか。だからこのところはそれを適用すべきではない、いう論議になるとですね、さまざまな今度、人勸に出された問題についてですね、一々すべて江田島市の実態に照らしてですね、検討せざるを得ない。しかし、そういったことは非常に人事院勧告がですね、それに準じて江田島市もそれに対して、どういうんかね、実施している限りですね、1つの基準というものはですね、そこによりどころを求めていかざるを得ないと。実態として、本当にどういうんかね、1つ1つ検証するということは極めて難しいのではないかなという思いがしておりますので、若干どういうんか、その部分につい

ての影響力はそれほどないんじゃないかといいいながらも、制度としてそういったものが公務員に適用されている以上、そういったものに一応適用しながらですね、再度、先ほども繰り返すようですけれども、行革の視点で歳出を削減するというのは、違う視点でもう1回論議をしていただきたいなという思いがしておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（上田 正君） 5番 胡子雅信議員。

○5番（胡子雅信君） 一応、念のために申し上げておきますけども、私は今回の引き上げをすべきでないと言っているわけではなくって、今の3%の部分は、今現状の地域手当率でとどめてほしいとそういうふうに思っているわけなんです。これちょっと話、議論揺れますけれども、例えば、今、江田島市の職員さん、県もしくは宇品に行っていると、家族はこちらの市内に住んでいるとしますよね、一方で今、江田島市の市役所、支所も含めてですね、広島市もしくは呉の方から通ってやっている職員もいらっしゃるわけですよ。逆に言うところから通っている職員さんの家計よりかはですね、広島市に住んでいらっしゃる方がはるかに高いんですよ。そこら辺も、あえて広島市に、高くてもあえて広島市に住んでいらっしゃるんで、その点はもう今回の議論とは関係ないですけども、言ってみればちょっと行って昼飯で、もうすでに3%の地域手当ですよ、地域手当が給与だけじゃなくて、管理手当及び扶養手当にも加算されるわけですよ。扶養手当っていうことは、要はそこに住んで、子どもさんとか奥さんが電車賃使って高いから、ではそれも込みにしますよということだと思っただけですよ。そういう意味ではですね、今回ちょっと値上げ、引き上げではなくて、私は今現状の3%、ここにとどめるべきであると思はれますが、その3点もう一度、市長もしくは副市長ご答弁いただければと思うんですが。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 繰り返すようですけど、その影響力はどの程度かと。先ほど10人で10万円と、年間1万円ですね、アップ。この金額に比較したときにですね、昼飯代がどうかと、影響力はどうかと、扶養手当にどうかとこういったときに、当然、年間1万円がですね、どの程度の影響力かということ考えたときに、一応、容認していただける範疇かなというふうな思いが1つしております。繰り返すようですけども、先ほども言いましたように、こういったような公務員の給与にかかわってはですね、全国的にこの格差是正のためのさまざまな手当で一定の調整がされているということも1つベースにですね、理解をしていただきたい。そのことから繰り返すようですけど、本当に行革の視点は新たな視点で論議をしていただき、またご意見をいただくと、そういうスタンスで考えていただきたいというふうに思っております。影響力はどの程度か、今の3%にとどめておけばいいんじゃないかと、プラス0.何%上がれば、年間1万円がその影響力の方でもどの程度かということについては、なかなか推し図れない部分がありますけれども、ぜひともご理解いただきたいと思はれます。以上です。

○議長（上田 正君） 質疑はこの程度にとどめます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

5番 胡子議員。

○5番（胡子雅信君） 私は本議案について、反対の立場で討論します。

地域手当というものは、当該地域、この議案では広島市ですが、江田島市から物理的に通勤することができずに住居を広島市に求めざるを得ない場合、かつ物価等によって考慮するだけの生計費に開きがある場合に支給するものであると考えます。江田島市から通勤している場合、その勤務時間帯のみ広島市にいただけであり、地域手当を支給するだけの生計費の開きがあるとも思えません。もともとの地域手当の支給率についても検証しなければならないところであり、今回の地域手当支給率引き上げに関する本議案については反対いたします。以上です。

○議長（上田 正君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより「議案第26号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、「議案第26号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

これより、13時まで休憩いたします。

（休憩 11時59分）

（再開 13時00分）

## 日程第18 議案第27号

○議長（上田 正君） 休憩を閉じて会議を再開します。

日程第18「議案第27号 江田島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第27号 江田島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

平成21年4月1日から旅費日当を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 40ページをお開きください。

江田島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

別表第1、日当の欄中「2, 400円」を「1, 200円」に改め、別表第1、備考第1項中「当分の間、」を削り、「その半額とする。」の次に「ただし、公用車を使用して呉市音戸町及び同市倉橋町に旅行する場合は支給しない。」この条項を加えるものでございます。

附則として、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

41ページに新旧対照表を添付しております。

42ページに参考資料を添付しておりますけれども、内容につきましては、先般の議案で説明したとおりでございます。ただ、この条例によつての改定による効果額は186万円を見込んでおります。以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもつて提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番 山本議員。

○12番（山本一也君） ようわからんですがね、旅費のところ、前のところで聞いてみようかなと思つたんですが。例えば、職員さんがフェリーに乗って出張する、このフェリー代がどれぐらいになるのかということと併せて、島外から出社しております呉や広島の方から通うておる職員さんの通勤手当ですかね、その形態、いわば高速艇での通勤手当を出しよるのか。フェリーで通勤手当を出しよるのか、この2点。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 職員が出張する場合は、定額旅費としまして、フェリーの料金で算出をしております。島外から通ってくる職員の通勤手当につきましては、一応、高速艇の料金を通勤手当として支給をしているところでございます。

○議長（上田 正君） 12番 山本議員。

○12番（山本一也君） ちょっとこれもつじつまの合わない手当ですよ。そこらのところを今後改善する心づもりはあるんですか。このままいくんですか。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 現在、通勤手当等の改正等につきまして、組合等に提案をして交渉中のところでございます。

○議長（上田 正君） 12番 山本議員。

○12番（山本一也君） ぜひともね、整合性のあるものに。さっきのところでも本当にこんな議論があるのかなというような議論を長いこといたしましたけど、まずはそうしたところから改善されていくのが、やっぱりこれからの課題になってくるんじゃないかと思つておりますので、早急に善処お願いいたします。

○議長（上田 正君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

これをもつて質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、「議案第27号 江田島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、「議案第27号 江田島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

### 日程第19 議案第28号

○議長(上田 正君) 日程第19「議案第28号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました「議案第28号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について」でございます。

国民健康保険施行令の一部を改正する政令が平成21年2月12日に公布され、平成21年4月1日から施行されること及び国民健康保険税の税率改正をすることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長(上田 正君) 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長(徳永信幸君) 議案第28号の説明をします。

このたびの改正は、介護納付金分の限度額の改正と、医療保険分の税率の改正を行うものです。

44ページに条文、参考資料1としまして45ページから47ページまで新旧対照表を添付しています。

内容につきましては、参考資料2である48ページをお願いします。

はじめに限度額の改正について説明いたします。下線部分である一番下の介護納付金分の限度額を現行9万円を10万円に改正するものです。

次に、49ページをお願いします。

税率の改正についてでございますが、下線部分が改正されるものです。はじめに一番上の所得割について4.9%が5.3%に、1つ飛ばしまして均等割について1万9,000円が2万5,000円に、平等割について特定世帯8,000円が8,500円に、特定世帯以外1万6,000円が1万7,000円に、それぞれ改正するものです。

50ページをお願いします。

下線部分が改正されるもので、上から7割減額、5割減額、2割減額と、それぞれ減額する額を記載しています。

44ページをお願いします。

附則として、施行期日、第1条 この条例は平成21年4月1日から施行する。適用区分、第2条 改正後の江田島市国民健康保険税条例の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。なお、この改正につきましては、国民健康保険運営協議会の答申を得たものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

13番 石下議員。

○13番（石下洋子君） このたび介護給付費が増えたということで値上げされるわけですが、介護給付費を減らすためにどのような努力をしておられるかお伺いします。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 介護保険を減らすための努力でよろしいんですか。

○議長（上田 正君） 13番 石下議員。

○13番（石下洋子君） 介護保険の医療費がどんどん増えていくわけですよね、それを何とか減らしたいとみんな思っているわけですが、市としてはどのようなことを今までにして来られましたか。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） まずはじめに、多重診療と言いまして、一人の方が同じ病名で何個も病院に通うということをまずうちで把握しまして、その保健師による家庭訪問をしまして、多重診療しないようにいうことをまず第1点。

それとあとは、レセプト点検による、病名による薬の提供ですか。そういうとこの点検をして、間違っていれば返送して正しいのにしてもらうということぐらいですね。以上です。

○議長（上田 正君） 13番 石下議員。

○13番（石下洋子君） こういう努力をされてもなかなか減らないわけですが、全国的に見ると、医療費が少ない県がありますよね。そういうふうなところは、どういうふうなことをしてそういうふうな医療費を減らしているかというようなことは、調査したことはあるんでしょうか。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） まだ調査したことはございません。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

13番 石下議員。

○13番（石下洋子君） 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対する立場で意見を述べさせていただきます。

今回の国保税の値上げは、被保険者の高齢化が進み医療給付費が増加して歳入不足になるため、国保財政を維持するためにやむを得ず値上げをすることです。しかし、不足すると推測される額を賄うためには、これだけの値上げが必要と計算して値上げを提案されていますが、支払う人の経済状況などを考えたうえの提案でしょうか。今でも国保税が高いと多くの被保険者が悲鳴をあげています。国保税を支払うために家計を切りつめており、これ以上値上げされると生活ができなくなるといっております。このまま値上げを続ければ、多くの人が滞納者にならざるを得なくなります。今は値上げより、どうしたら医療費を少なくすることができるかをみんなで考えなければならぬのではないのでしょうか。江田島市は高齢者の割合が高いので、医療費が増加するのは当然であると思います。このような高齢者の多い地域に対する支援を県や国に求めることも必要であろうかと思えます。

また、長野県とか、新潟県など、医療費が少なくすんでいるというところはどうしているのかを調査して、江田島市でも、そういうことを実施すればいいのではないかと思います。

それから、さらに今の国保財政の現状を住民に説明して、どのようにしたらよいかと問いかけ、いろいろな知恵を出していただくことも必要ではないかと思います。

できるだけ改革を進め、考えられるあらゆることを実施して、どうしても不足する額の一部は、一般会計から繰り出すことも考え、値上げは避けるべきだと思います。よって、この条例案には反対いたします。以上です。

○議長（上田 正君） 賛成討論はありませんか。

7番 住岡議員。

○7番（住岡淳一君） 国保税条例の一部改正につきまして、賛成の立場で討論いたします。

この条例の一部改正は、国保税の税率改定により、本市の国保事業の安定的な運営を図ろうとするものであります。本市の国保は、約30%の市民が加入し、相互扶助のもとに市民の健康の保持、増進を確保するという重要な役割を果たしてきました。しかし、市の総人口の減少により、国民健康保険の被保険者は減少しております。一方で、医療費負担は年々増加し、国保財政は非常に厳しくなっております。市民の暮しが大変なとき、国保税を引き上げるといって、市民にご負担を課せることとなりますが、だれもが安心して公的医療を受けることができる本市の国保制度を守るためにはやむを得ない措置であります。どうしても必要な条例改定であると考えます。

そして、そのことにより、減免制度である7割、5割、2割の国保税軽減措置を維持することにもなります。したがって、私はこの議案に賛成し、議員各位の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（上田 正君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、「議案第 28 号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、「議案第 28 号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 20 議案第 29 号

○議長（上田 正君） 日程第 20 「議案第 29 号 江田島市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第 29 号 江田島市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例案について」でございます。

江田島市特別会計条例の一部を改正する条例が平成 20 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第 29 号について説明します。

このたびの改正は、基金条例中の特別会計名を改正するものです。

52 ページに条文を添付しております。

53 ページをお願いします。

参考資料である新旧対照表で説明いたします。

下線部分のうち、介護保険を江田島市介護保険（保険事業勘定）に改正するものです。この改正理由は、平成 20 年 3 月議会において、江田島市特別会計条例の一部改正で、江田島市介護保険特別会計が江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計と、江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計に改正されたために行うものです。この際に改正すべきであったものをこのたび改正するというものであります。改正が遅くなりまして申し訳ございませんでした。

52 ページをお願いします。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の江田島市介護給付費準備基金条例の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用するというものです。以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これより、討論を行います。  
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、「議案第29号 江田島市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、「議案第29号 江田島市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第21 議案第30号

○議長(上田 正君) 日程第21「議案第30号 江田島市介護予防支援事業運営基金条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました「議案第30号 江田島市介護予防支援事業運営基金条例の一部を改正する条例案について」でございます。

江田島市特別会計条例の一部を改正する条例が平成20年4月1日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長(上田 正君) 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長(徳永信幸君) 議案第30号の説明をします。

このたびの改正は、基金条例中の特別会計名を改正するものです。

55ページに条文を添付しています。

56ページをお願いします。

参考資料である新旧対照表で説明いたします。下線部分のうち介護保険を江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)に改正するものです。

改正理由は、先ほどの議案第29号と同じで、平成20年3月議会において、江田島市特別会計条例の一部改正で、江田島市介護保険特別会計は、江田島市介護保険(保険

事業勘定)特別会計と、江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計に改正されたために行うものです。この際に改正すべきであったものをこのたび改正するというものです。改正が遅くなりまして申し訳ございませんでした。

55ページをお願いします。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の江田島市介護予防支援事業運営基金条例の規定は、平成20年4月1日から適用するというものです。以上で説明を終わります。

○議長(上田 正君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、「議案第30号 江田島市介護予防支援事業運営基金条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、「議案第30号 江田島市介護予防支援事業運営基金条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第22 議案第31号

○議長(上田 正君) 日程第22「議案第31号 江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました、「議案第31号 江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案について」でございます。

平成21年4月1日から大君小学校及び切串中学校が廃校となることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。よろしくをお願いします。

○議長(上田 正君) 玉井教育次長。

○教育次長（玉井栄蔵君） それでは、議案第31号の説明を行います。

このたびの改正は、大君小学校及び切串中学校が廃校となることに伴う、一部改正に加えて、別表内一部誤りを正すために別表の第1及び別表第2を改めさせていただくものでございます。

参考資料の方で説明させていただきますので、60ページの新旧対照表をお開き願います。

まず、別表第1 第2条関係でございます。右側が現行、左側が改正案でございますが、この表中、施設名の屋内運動場、屋外運動場、屋内運動場の照明施設にかかる学校名欄から、大君小学校、切串中学校を削除し、屋外運動場の照明施設にかかる学校名欄から、切串・大君小学校、切串・江田島中学校を削除。

また、学校プールにつきましては、統合後、切串中学校のプールを切串小学校のプールとして利用するため、学校名欄から切串中学校を削除し、新たに切串小学校として追加するものでございます。

テニスコートにつきましては、旧江田島中学校のテニスコートは、現在、江田島小学校の建設中の用地であることから、すでにテニスコートがなくなっておりますので、テニスコート欄のすべてを削除するというものでございます。

次に、別表第2 第5条関係でございます。

61ページをお願いいたします。

別表第1に関連しての改正でございます。施設の使用料、照明施設の使用料について、それぞれ当該欄から校名を削除するものでございます。内容につきましては重複いたしますので省略をさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、「議案第31号 江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、「議案第31号 江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

### 日程第23 議案第32号

○議長（上田 正君） 日程第23「議案第32号 大柿自然環境体験学習交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第32号 大柿自然環境体験学習交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

大柿自然環境体験学習交流館の管理運営について、各方面から意見を求め、事業の充実を図るため、現行条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 玉井教育次長。

○教育次長（玉井栄蔵君） 63ページをお願いいたします。

このたびの改正は、大柿自然環境体験学習交流館に運営委員会を設置するために提案させていただいております。改正の内容といたしましては、第12条を第14条とし、第7条から第11条までを2条ずつ繰り下げ、第6条の次に第7条として、運営委員会及び委員の規定、第8条として、運営委員会の会議の規定の2条を加え、関連いたしまして、別表中第8条関係を第10条関係に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行するというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番 胡子議員。

○5番（胡子雅信君） 今回、これまでも大柿の自然環境体験学習交流会館、これすばらしい施設ということで、いろいろなことをしてみてもうかという一般質問等々の流れも含み、各方面から意見を求め事業の拡充を図るということで委員会を設けるといってございまして、これはかなりいいことだと私も思います。そこで、ちょっと質問させていただくんですけども、運営委員会を教育委員会の諮問に應ずるために設置するんですけども、この委員のこういった例えばこういった職業とかですね、こういった経歴を持っている方をお願いするのか。はたまた今度はその運営委員会を設置する以上は、そのこういった運営していくかということ計画されているかと思うんです。その計画がいつの段階で、交流館のあるべき姿を出されるのか、その時期を教えてくださいたいと思います。

○議長（上田 正君） 玉井教育次長。

○教育次長（玉井栄蔵君） まず、運営委員のメンバー構成、このことをお尋ねになったんだろうと思います。一応、今現在、事務局として考えておりますのは、一応、議会代表の方からも1名、それから、学識経験者、また小中学校の校長会、今の各町からそれぞれ1名程度ぐらいで8名程度、こうしたところが一番理想ではなかろうかというように現在考えております。各町からの1名といいますのは、社会教育委員なり、またもしくはこの会の代表であり、こうしたところで構成をするのがいいんだろうと、これはあくまでもまだ今現段階でございます。原案でございます。

それから、今の最終的に方向づけのことも言われましたけども、これは一応、今までの活動実績、ここらを踏まえていく中で、今後の今の方向性を見出していかなければならないと考えておりますので、これまでのそうした委員の活動の実績いうものを、こうした運営委員会の場に提案をしていく中で、今後の方向を意見としてまとめていただければというように考えております。ですから、4月以降、新年度になりましたら、すぐにこうした委員会の立ちあげを考えておりますので、いずれにしても4月以降にそうした方向性が出せるものというように考えています。以上です。

○議長（上田 正君） 5番 胡子議員。

○5番（胡子雅信君） ありがとうございます。

江田島市の本当に近隣にないすごく素晴らしい施設だと思います。江田島市内の小中学生及び子どもさん方への教育にはもちろん、近隣のですね、子どもさんたちにも有効に使えるような江田島市が誇れる会館となるよう計画されるよう要望して質問を終わります。

○議長（上田 正君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、「議案第32号 大柿自然環境体験学習交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、「議案第32号 大柿自然環境体験学習交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第33号

○議長（上田 正君） 日程第24「議案第33号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第33号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

平成21年4月1日から廃校となる大君小学校及び切串中学校の屋内運動場を生涯スポーツ施設として市民へ開放することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 玉井教育次長。

○教育次長（玉井栄蔵君） それでは、議案第33号の説明をいたします。

説明の方は参考資料の方でもってさせていただきたいと思っております。70ページをお願いいたします。

右側が現行で、左側が改正案でございます。

最初に第2条でございますが、表中、沖体育館の次に現大君小学校、切串中学校の屋内運動場を大君体育館、切串体育館として、市民へ開放利用していただくため名称とその位置を追加するものでございます。

次に、別表第1 第6条関係でございます。体育施設の利用期間及び利用時間、別表第2 第7条関係、施設の使用料、照明施設の使用料のページで言いますと71ページ、それから、72ページ、73ページになりますけれども、大君体育館、切串体育館にかかる関係になります。アンダーラインの部分でございます。

第2条の改正に関連いたしまして、大君体育館、切串体育館の施設名及び必要関連事項を追加させていただくものでございます。

また、72ページの使用料1, 200円の部分、アンダーラインがございますけれども、この部分につきましては、カンマが抜けておりましたので、このたびカンマをつけて訂正をさせていただきました。

附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行するというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番 越野議員。

○2番（越野哲也君） 本件にちょっと載ってないんですけども、切串中学校にはですね、テニスコートが立派なのが2コートありまして、これはフェンスに囲まれて十分市民の利用していただける、施設として使っていただけるんですけど、このテニスコートの跡はどうなるのか、こちらの方に入ってないんですけども、どういう予定かちょっとお聞きします。

○議長（上田 正君） 玉井教育次長。

○教育次長（玉井栄蔵君） 切串中学校のテニスコートについては、小学校の方で使わせていただくように考えています。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

15番 新家議員。

○15番（新家勇二君） ちょっと施設設置とはちょっとずれるんですけども、利用日ですね、体育館使用については年末年始があるんですよ。ちょっと先ほどに戻ったんですね、4月1日から3月31日までになっているんですよ、利用日がですね。そこらの違いがまず1点と。

利用するにあたってですね、非常に利用しづらいという意見が結構あるんですよ。鍵の問題も、安全の問題等もあるんですが、そこらについてはどのようにしているのかお願いいたします。

○議長（上田 正君） 玉井教育次長。

○教育次長（玉井栄蔵君） 施設の利用につきましては、今、新家議員さん利用しづらいというようなご意見いただいたんですけども、我々の耳には正直申し上げましてですね、余り今のそうしたような声は、今現在のところは入ってきておりません。ただ、そうしたような利用しづらいというようなことが、またあるようでしたら、お聞かせ、またいただければ、利用しやすいようにできるだけ今後検討をさせていただければというように考えています。

○議長（上田 正君） 新家さん、いいですか。

玉井教育次長。

○教育次長（玉井栄蔵君） 今の利用期間の関係は、今のプールを含めたものでおっしゃられておられるのでしょうか。

利用期間につきましては、年末年始の12月29日から翌年の1月4日ということになっておると思うんです。違ってはいないと思うんですけども。どこか。

○議長（上田 正君） 休憩します。

（休憩 13時50分）

（再開 13時52分）

○議長（上田 正君） 本会議に戻ります。再開します。

玉井教育次長。

○教育次長（玉井栄蔵君） 申し訳ございません。なかなか理解ができなくて。

今、新家議員さんがおっしゃいましたのは、学校施設とそれから社会体育施設ということで、その今の管理・運営というものは、今の学校と、いわゆる今の社会体育施設、今のうちの教育委員会内での生涯学習課ですか、ここらの違いが少しありますので、このような表示になっているということでご理解いただければと思います。非常に難しい答弁になりましたけども、よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 2番 越野議員。

○2番（越野哲也君） 先ほどとちょっと関連するんですけども、今の中学校のテニスコートですよ、小学校の方に使っていただくということであるんですけども、ま

ず1点は、小学校がほかの学校にテニスコートないと思うんですよ。必修科目とかそういうものにもないのに必要なのか。

それから、もう1点がですね、小学校に移管するんであれば、市民が使えるように学校施設としての条項をテニスコートでのっけていただきたいんです。先ほどの学校施設のところでね。そういうことをお願いしたいんですけど、全くテニスコートが抜けているような状況なもんですから、この辺はどうなのかということをお聞きしたいんですけども。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 今の件ですけども、先ほどの答えはですね、一応学校、切串小学校に管理をお願いしたいと、こういう趣旨でございます。

今、2番議員さんおっしゃるのは、使い勝手がええようにしてくれという趣旨だろうと思いますが、これはちょっと検討させていただこうと思います。ちょっと、小学校の管理したらですね、使い勝手がいいのかちょっとはつきりしませんので検討させてください。以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

18番 太刀掛議員。

○18番（太刀掛隼則君） 体育館の使用料が1,200円ですか、なぜその武道館が600円なのか、一律にできんのかどうか。

それとですね、市外からの利用者というのがありますが、市外からの利用者が現にあるのかどうかお伺いします。

○議長（上田 正君） 玉井教育次長。

○教育次長（玉井栄蔵君） 使用料の違いにつきましては、はつきりちょっと私、十分理解しておりませんが、多分、面積的なものが関係しておるんじゃないかと考えております。

それから、市外からの今の利用者というのは、今年度はございません。

○議長（上田 正君） 18番 太刀掛議員。

○18番（太刀掛隼則君） 市外からの利用者なし。

江田島中学校の上にもグラウンドがあるんですよ。あそこを呉の子どもが使いよる思うんですよ。把握しておられんですか。

○議長（上田 正君） 玉井教育次長。

○教育次長（玉井栄蔵君） 今、太刀掛議員さんが言われるのは、今の江田島公園のグラウンドでの野球のチームのことを言われとってんだらうと思うんですが、子どもさんは呉の方から来られておられるやにお聞きしておりますけども、一応その団体の責任者と言いますか、そのものが今のこちらの江田島町の小用に在住をしておられる方ということで、一応、市内の方が利用されているというように今は解釈しております。

○議長（上田 正君） 18番 太刀掛議員。

○18番（太刀掛隼則君） 呉の方からきとる思うんよ、間違いない。

それをね、やはり5割増しでとりよるのかどうか。おそらくそれはないじゃろう思うんですが。それはつきりしてもらわんにや困りますよ。財政的に非常に厳しい、厳しい

言われる中でね、江田島市の子どもが使うんならいいですよ。市外から来て使われるというのはね、ええかげんなことやってもらっちゃ困ります。

○議長（上田 正君） 玉井教育次長。

○教育次長（玉井栄蔵君） そうした今のチーム、クラブといいますか、そのものにつきましては、年間登録料という形でもって使用料をいただいておりますけども、今、申し訳ございません。ただそこらの資料を今持っておりませんので、はっきりお答えできませんけども。

○議長（上田 正君） あれはね、江田島のクラブに登録しとるんです。

18番 太刀掛議員。

○18番（太刀掛隼則君） 教育長、江田島中学校のグラウンド狭いよね。江田島中学校の。それで、高校を使いなさい、高校のグラウンドを使いなさいとか、夜グラウンドを使いなさい江田島公園の、いう話じゃった。あっこ江田島中学ができるおりに。ところがですね、今使われんいう話ですよ。江田島中学の子どもがですね、あの上を使おうと思うたら、今の野球の子どもか何か知らんけど、5時ごろから始めるらしいんですよ。ほいたら部活動をやろういう子どもがですね、やろう思うたらその子どもらがおってできんそうですよ。江田島中学の子どもが。そういう話を私聞いておりますんで伺いするんですが、もう終わりますけど、ここらは徹底的に話しをええがいに進めてですね、江田島中学の子どもが部活できるように検討してやってください。お願いします。そういう声があります。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 私もですね、今の件承知をしておりますが、この条例とちょっと離れるんですけどね、1つだけ言っておきますけども、そういうことがあって、ほいじゃあ全く使われてないのかというと、これは時間を区切ってですね、曜日を決めて利用できるようにはなっております。というふうに私は伺っております。以上でございます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、「議案第33号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、「議案第33号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

案について」は、原案のとおり可決されました。

暫時10分ほど休憩をとります。

(休憩 13時59分)

(再開 14時12分)

## 日程第25 議案第34号

○議長（上田 正君） 休憩を解いて会議を再開します。

日程第25「議案第34号 江田島市老人医療費助成条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第34号 江田島市老人医療費助成条例の一部を改正する条例案について」でございます。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令が平成20年11月21日に公布され、国民健康保険法施行令の一部改正が平成21年1月1日から施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第34号の説明をします。

このたびの改正は、高額療養費の算定基準の根拠条例が繰り下げられたことによる改正と、対象者の一部負担である1割負担が延長されたことによる改正です。

75ページに条文を添付しています。

76ページをお願いします。

参考資料である新旧対照表により説明します。

高額医療費の助成第6条第1項中下線部分の第29条の3第3項を第29条の3第4項に改正するものです。これは、高額療養費の算定基準の根拠条例、条文が繰り下げられたことによるものです。

次に、附則第4項中、平成21年3月31日を平成21年9月30日に改正するものです。これは、対象者の一部負担である1割負担が延長されたことによるものです。

75ページをお願いします。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の第6条の規定は、平成21年1月1日から適用するものです。以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、質疑をに入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、「議案第34号 江田島市老人医療費助成条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、「議案第34号 江田島市老人医療費助成条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第26 議案第35号

○議長(上田 正君) 日程第26「議案第35号 江田島市敬老金贈呈条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました「議案第35号 江田島市敬老金贈呈条例の一部を改正する条例案について」でございます。

敬老金贈呈対象者及び敬老金額を改めることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長(上田 正君) 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長(徳永信幸君) 議案第35号の説明をします。

このたびの改正は、敬老金の対象者及び敬老金額を改正するものです。

78ページに条文を添付しています。

79ページをお願いします。

参考資料である新旧対照表により説明します。対象者第2条中下線部分である80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳以上を88歳及び100歳以上に改正するものです。また、敬老金の額第3条(1)80歳及び85歳の者3,000円、(2)90歳及び95歳の者5,000円、(3)100歳以上の者1万円を(1)88歳の者5,000円、(2)100歳以上の者1万円に改正するものです。

78ページをお願いします。

附則として、この条例は平成21年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。

○議長(上田 正君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

13番 石下議員。

○13番(石下洋子君) 敬老金削減について反対の立場で意見を述べさせていただきます。

本当にささやかな額であっても、高齢者が生きてこられたことを祝う敬老金の削減は、とても残念な提案であると思います。温かさのない行政と多くの市民が受け取ることと思います。住民へのサービスを次々に切って、殺伐とした地域社会にするのがいいのか考えなければならないのではないのでしょうか。何でも削減すればよいというものではないと思います。よって、この敬老金を削減する条例には反対いたします。

○議長(上田 正君) ほかに賛成討論はありませんか。

7番 住岡議員。

○7番(住岡淳一君) この条例の目的は、高齢者に対して、その長寿を祝福して敬老の意を表すために江田島市敬老金を贈呈することを目的としております。私は、経験豊かで見識の高いご高齢者の皆様には、深く心より敬愛し尊敬しているものであります。このたび敬老金の改正の議案が本定例会に上程されました。現在、我が国の経済情勢は急速に厳しさを増しております。それは江田島市の地方財政にも降り注いできております。また、江田島市の人口構成も逆三角形であります。敬老金を支える若者は減る傾向であります。江田島市の敬老金贈呈対象者は平成20年888人、平成21年992人です。また、広島県内の市町村別敬老金贈呈状況は、年間支給制度なし、大竹市、世羅町の2自治体、支給年齢1回は尾道市、庄原市、廿日市市、安芸高田の4自治体、支給年齢2回は三次市、安芸太田町の2自治体であります。支給年齢3段階は呉市、竹原市、三原市、東広島市、府中町、海田町、北広島町、大崎上島町、神石高原町、広島市の10自治体であります。現在、江田島市は5段階であります。現在の厳しい状況下では、やむを得ないと思ひ賛成いたします。

○議長(上田 正君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、「議案第35号 江田島市敬老金贈呈条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、「議案第35号 江田島市敬老金贈呈条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第27 議案第36号

○議長（上田 正君） 日程第27「議案第36号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第36号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案について」でございます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等が公布され、平成21年4月1日から施行されること及び本市における平成21年度から平成23年度までの保険給付費等の推計に基づく保険料率の見直しに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第36号について説明します。

このたびの改正は、介護保険料を弾力化し、所得段階区分を6段階から7段階にし、保険料率を改正するものです。また、基準である第4段階については、介護保険法施行例附則の規定に基づき条件を満たす方について、保険料の軽減措置をとることとするものです。

82、83ページに条文を添付しております。

84ページに参考資料1として新旧対照表を添付しています。

85ページをお願いします。

参考資料2により説明します。現行保険料率との比較表により説明します。上から順に2万3,900円を2万6,100円に、また2万3,900円を2万6,100円に、3万5,900円を3万9,100円に、4万7,900円を5万5,200円に5万9,800円を6万円と6万5,200円、7万1,800円を7万8,300円に改正するものです。

また、一番下の附則第3条関係について、第4段階のうち本人の合計所得が80万円以下の方に対し軽減措置を行い、4万5,900円の保険料率の特例を適用するものです。

83ページをお願いします。

附則として、施行期日、第1条 この条例は平成21年4月1日から施行する。経過措置、第2条 改正後の江田島市介護保険条例（以下「新条例」という。）第4条の規定及び次条の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料について適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものです。

平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例、第3条 政令附則第11条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず4万5,900円とするものです。この改正につきましては、去る2月27日に保健福祉審議会の答申を得たものです。以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番 前田議員。

○4番（前田鎮夫君） これ先ほどの国保税の改正、更に介護保険料の改正、これは住民にとっては非常に大きなパンチになると思うんですよ。これ、先ほど21年から23年度までの、いわゆる推計で求められたものだということでございますが、これは、ご承知のように介護保険料については、3年見直しをして推計された中で掛けられるというのはわかるんですが、これ私ね、本当にもう市民として、国保税が上がる、介護保険料が上がるで耐えられるんじゃないかという気持ちがするんですよ、どうしても。本来でしたらこれは一般会計から何らかの繰入れ措置をしていただくとか、あるいは支出について、もっともっと削減できるものは削減していただいた中で、やっていただくのが一番いいんだろうと思うんですが。そこで1つお尋ねしますが、先ほどの国保税も一緒ですが、市民の中にですね、これをこうやりにやならんかったんだということですね、予備知識と言いますかね、事前にそういうことを周知させる必要もあったんじゃないか。改正だからいきなりこれはしょうがないですよというのではなしに、こういうことだから、こういう推計した結果こうなんだから、これは納得してくれということも必要んじゃないかと思うんですが、これについての広報、あるいは周知の方法は考えられたことがありますか。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案が通りましたら、これを周知しなくてははいけないと思っております。以上です。

○議長（上田 正君） 4番 前田議員。

○4番（前田鎮夫君） いや私ね、議案が通ったら周知するのは当たり前のことですよ。これはもう。やりにやいけませんよ、これは当然。あくる日からでも取り上げるわけですから。そうじゃなしに、市民の皆さんに納得をしていただく中で、この改定をすると。その意味では、事前にある程度市民に推計できるような、こういうようになったんだから、この国保税でも介護保険料でも上げんやいけんのですよと、そういうことをですね、事前にやはりちいと広報してほしいと申し上げとるわけですよ。今回につきましてもですね、これ全く、先日の委員会の方でちょっと私傍聴しておりましたんで、ある程度これやむを得んのかのという感じがいたしますが、行財政改革という中でですね、市民に一方的にこう痛みを押し付けているんじゃないかという感じでしょうがなかったんですよ。特に、この2つの保険税の改正というのはですね、非常に私は応えと思えます。市民にとっては随分なんとなく、こう痛みがある。ひどいんじゃないかという感

じがします。ぜひですね、これは改正につきましては、そんなに専門的に考えた中でやられているんでしょうが、できればその推計の中で言われたことがですね、支出を極力おさえて、その次の改正がおそらく3年先、24年度ですか、3年ごとの見直しで多分4年になると思うんですが、そのときには、これはもう江田島市についてはもう改正なくていいですよというような努力をぜひしていただきたいと、お願いしまして終わります。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

13番 石下議員。

○13番（石下洋子君） 介護保険の条例改正について反対の立場で意見を述べさせていただきます。

介護保険についても、国民健康保険と同様、年金暮らしの高齢者にこれ以上の負担は酷であると思います。市として家族介護手当を出して、給付削減を工夫するなど、また県・政府に支援を求めるなど、さまざまなことを実施したうえで、不足分は一般会計から繰り出して値上げは避けるべきであるというふうに思います。以上の理由でこの条例に反対いたします。

○議長（上田 正君） 次に賛成討論はありますか。

7番 住岡議員。

○7番（住岡淳一君） 私は賛成いたします。

本格的な高齢社会を迎えている我が国では、介護が必要な高齢者が急速に増え、介護をする人の高齢化や核家族化も進み、家族だけでは介護することは難しくなってきました。介護保険はこうした老後の最大の不安要因である介護を社会全体で支えていくために平成12年に生まれた制度であります。江田島市の人口は、年々減少していますが、65歳以上の高齢者は増加傾向にあります。高齢化率は平成20年度で34.5%であり、平成25年度には40%に達すると推計されております。

一方、高齢化の進行により、介護保険サービスを受ける必要がある要介護認定者は増加する見込みと見込まれております。受けたい介護サービスも多様となってきました。地域密着型のサービスである認知症グループホーム等の施設も増加すると見込まれます。また、国は介護従事者の処遇改善を図るため、介護報酬を約3%アップする改定を行っています。介護保険を受ける経費が増えるのは避けられません。介護保険料を改定するのはやむを得ないことと言えます。市はこれまで積み立てている基金1億6,500万円を取崩し、介護保険料の改定率を抑えるよう努めています。また、介護保険料の所得段階区分をこれまでの6段階から7段階にするなど、急激な負担割合の増加を抑制するよう配慮しております。

冒頭も申しましたが、介護保険は介護が必要な高齢者を社会全体で支えていくための制度であります。この制度を健全に運営し、維持していくためにも介護保険料の改定は

必要であると考えます。

以上の理由で、江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案について、賛成いたします。

○議長（上田 正君） ほかに討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、「議案第36号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、「議案第36号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第28 議案第37号

○議長（上田 正君） 日程第28「議案第37号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第37号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

中町漁船保全施設が平成21年3月に完成すること並びに大原漁業用作業保管施設（第1号）及び（第4号）を海岸（高潮）工事のために移設することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 島本産業部長。

○産業部長（島本俊明君） 議案第37号について説明をいたします。

87ページをお願いします。

この改正案は中町漁船保全施設の工事完了に伴うもので、別表第1 高田漁船保全施設の項の次に中町漁船保全施設、江田島市能美町中町5003番地54の名称、位置を加えるものです。

また、地方港湾鹿川港大柿地区海岸高潮事業、県営工事でございますが、これに伴い大原漁業用作業保管施設（第1号）大原漁業用作業保管施設（第4号）を移設する必要が生じたため、位置の変更をするものです。

大原漁業用作業保管施設（第1号）につきましては、江田島市大柿町大原6121番地3地先から、同町大原6174番地62地先に、また同施設（第4号）につきましては

は、江田島市大柿町大原 6 1 1 9 番地 2 4 地先から、同町大原 6 1 7 4 番地 6 2 地先にそれぞれ改めるものです。

附則として、この条例は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行するものです。

なお、参考資料として 8 8 ページに新旧対照表を添付しております。以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、「議案第 3 7 号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、「議案第 3 7 号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 2 9 議案第 3 8 号

○議長（上田 正君） 日程第 2 9 「議案第 3 8 号 江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第 3 8 号 江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について」でございます。

道路法施行令の一部改正により、指定区間内の国道に係る道路占用料の額が改定されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 泉谷土木建築部長。

○土木建築部長（泉谷伸生君） 議案の内容について説明いたします。

9 0 ページからでございます。

まず、指定区間、国の管理する国道の占用料の改定にかかる道路法の施行令の一部改

正が平成20年4月から施行され、直轄の国道区間につきましては、すでに占用料は改定されております。一方、地方公共団体が道路管理者でございます場合につきましては、地方公共団体の条例によって道路占用料を定め徴収するというようになっております。

この国の政令によります道路占用料の改正を受けて、広島県でも政令に準じて平成20年12月に県議会で県管理の国道、県道に係る道路占用料については改正し、21年の4月1日より新たな占用料をするということになっております。本市におきましても、従来から政令に準拠した占用料を定めておりまして、県条例の改定と整合を図るという意味からも、本市の道路占用料の徴収条例の改定を行い4月1日からの適用を考えております。

占用料の改定内容につきましては、93ページから96ページの参考資料で新旧対照表を添付しておりますが、このように道路占用料については増減するものでございます。

また、併せて、地下の埋設管の関係区分を実情にあわせて6区分から9区分に細分化すること、非常災害時に設ける応急仮設住宅を占用物件として追加するなどの改定でございます。

なお、占用料が増加するという項目ございます。それにつきましては、92ページの下の方でございますように、経過措置も設けております。

附則として、この条例につきましては、平成21年4月1日から施行となるものでございます。以上です。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、「議案第38号 江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、「議案第38号 江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

### 日程第30 議案第39号

○議長（上田 正君） 日程第30「議案第39号 江田島市旅客定期航路事業運送

条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第39号 江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

運輸局認可の運賃上限内に旅客定期航路の運賃を変更することに伴い、江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 大越企業局長。

○企業局長（大越静博君） 江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について、ご説明をいたします。

99ページの参考資料新旧対照表をごらんください。

表の中ほどにございます車両運賃、片道料金を現改正規程中の1,600円であったものを1,580円に改正をお願いし、これは3m未満でございます。同じくしまして、下表の、下表の車両運賃の往復料金ですが、3,040円で現改正規定中のものを3m未満3,000円に改めて改正をお願いするものです。

先般12月の議会において、一部改正を議決していただきました。それをもとに1月1日から前月2カ月間にわたり運輸局の方に申請を申出、我々の改正方針をご説明申し上げました。それぞれの運賃には上限額がございますが、本航路における3m未満の車両運賃の上限額は1,580円で現在認可を受けています。運賃改定に当たりましては、その会社の収支も問われ、利用度の少ない車両において、上限額を20円上回っての認可が得られなかったものによるものです。ちなみに、本航路における3m未満の乗船実績は平成19年度の全体で5万4,850台の実績がございましたが、3m未満の実績は7台でございました。

次に、98ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成20年12月定例会で一部改正を議決をいただいている関係上で、適用は本年の4月1日となります。以上でご説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、「議案第39号 江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、「議案第39号 江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

### 日程第31 議案第40号

○議長(上田 正君) 日程第31「議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました「議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について」でございます。

中町の漁船保全施設について、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長(上田 正君) 島本産業部長。

○産業部長(島本俊明君) 議案第40号について、説明をいたします。

101ページの参考資料で説明いたします。

施設名は中町漁船保全施設です。

所在地は江田島市能美町中町5003番地54。

設置の目的は、水産業の振興を図り漁業経営の安定に資するためです。

次に、指定団体の概要を説明いたします。

団体名は地元漁協であります内能美漁業協同組合で、所在地は江田島市能美町高田3479番地1です。

代表者の氏名は代表理事組合長 池本 守です。

指定管理者の業務の範囲、指定管理者料、選定の理由は101ページに記載のとおりで、指定期間は平成21年4月1日から平成23年3月31日の2年間です。以上で説明を終わります。

○議長(上田 正君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番 胡子議員。

○5番(胡子雅信君) すいません。議案というかですね、今先ほどの市長が提案理由でおっしゃった中でですね、地方自治法第96条第1項第1号というふうに言われて

いるんですけども、私のいただいている議案書には、地方自治法第244条の2第6項というふうになっておるんですけども、これどちらが正しいのでしょうか。お願いいたします。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） まことに申し訳ありません。議案書の方が正しいのでありまして、口述書をつくる際に私のミスがあり、申し分けありません。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 議案書のとおり、第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、「議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、「議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

### 日程第32 議案第41号

○議長（上田 正君） 日程第32「議案第41号 字の区域の変更について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま重要なミスをおかしまして大変申し訳ありませんでした。今後、気を引き締めて取り組んでまいりますので、おわび申し上げます。

ただいま上程されました「議案第41号 字の区域の変更について」でございます。

住居表示を実施する区域については、字の区域を町の区域に変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるとでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 西山市民生活部長。

○市民生活部長（西山弘行君） 103ページをお願いいたします。

江田島市江田島町宮ノ原三丁目に変更する区域ですが、この表にあります19筆と、備考にありますこれらの区域に隣接介在する道路又は水路である市有地の一部を変更するものであります。以上です。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

18番 太刀掛議員。

○18番（太刀掛隼則君） あのね、永うかかりすぎるいうんよ。この住居表示のお願いが出て10か月、9か月ぐらいかかるとる思うんよね。もっと早うできんかったか思う。それで、今の住居表示をいつ頃実施されるのかお伺いします。

○議長（上田 正君） 西山市民生活部長。

○市民生活部長（西山弘行君） 早くすべきという話でありますけども、この前の12月の16日の議会に出させていただきまして、告示後21年の1月28日に、これから縦覧を行いました。これから議決をいただきまして、今後、知事への届出、官報の告示等があります。ですから、これがすんだ後、一応予定では4月の1日を実施期間と定めて予定をしております。以上であります。

○議長（上田 正君） 18番 太刀掛議員。

○18番（太刀掛隼則君） 時間かかるんじゃないね。そこでね、これは宅地並み？これは、畑じゃろう思うんです、これ。宅地並みになる思うんじゃないけども、課税されるんじゃないと思うんです。その課税はいつされるんか。畑から宅地になる思うんです。

○議長（上田 正君） 西山市民生活部長。

○市民生活部長（西山弘行君） 課税とは違いまして、これは住居表示だけですので、現在は雑種地なり、耕地部分が多少含まれておりますけども、課税としての今、家を建てとる方に関してはですね、これはそれなりに課税はしていきますけれども、建ってない所については、そのままということになります。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、「議案第41号 字の区域の変更について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、「議案第41号 字の区域の変更について」は、原案のとおり可決されまし

た。

○議長（上田 正君） お諮りします。

暫時3時20分まで休憩を行います。

休憩後は、議事の進行を副議長と交代します。

（休憩 15時01分）

（再開 15時20分）

〔副議長、議長と交代して議長席に着く〕

### 日程第33 議案第42号

○副議長（山木信勝君） それでは、議長にかわって、議事の進行をいたします。

皆様のご協力お願いいたします。

休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第33「議案第42号 平成20年度江田島市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第42号 平成20年度江田島市一般会計補正予算（第5号）」でございます。

平成20年度江田島市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億9,973万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億7,785万円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正

第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

○副議長（山木信勝君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 2ページから7ページの第1表 歳入歳出予算補正により、今回の補正の主な点について説明をいたします。

歳入の減額補正計上額6億9,973万円の内容は、1款市税の補正3,160万円の増額計上。内容は、内訳は市民税1,200万円の増額、固定資産税2,360万円の増額、市町村たばこ税につきましては400万円の減額計上となっております。

3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費

税交付金、7款自動車取得税交付金については、経済不況のあおりと申しますけれども、合計3,432万円の減額計上でございます。

12款の分担金及び負担金は308万6,000円の減額で、これにつきましては、各種健診等個人負担金の減額となっております。受診者の見込み減に伴うものでございます。

13款の使用料及び手数料356万2,000円の減額計上。これにつきましては、し尿・ごみ投入手数料の減少に伴うものでございます。

14款の国庫支出金6,308万円の増額計上、これにつきましては、小学校・中学校建設費の補助金の増額によるものでございます。

15款の県支出金2億4,847万3,000円の減額、これにつきましては、各種補助事業の実績見込によります減額計上でございます。また、国庫支出金の増額等による広島県合併推進交付金の充当減にかかるものでございます。

16款の財産収入197万5,000円の減額、これは各基金の利子の収入見込みの減によるものでございます。

17款寄附金299万3,000円の増額、これはふるさと納税寄附金259万3,000円、奨学金寄附金40万円の増額にかかるものでございます。

18款繰入金4億2,265万円の減額、これにつきましては財源調整のため減債基金の繰入を5億6,535万円で予算計上しておりましたが、現状で1億4,270万円の繰り入れで済む、そういう見込となったためでございます。

20款の諸収入5,406万3,000円の増額で、これにつきましては消防団退職報償金1,767万7,000円の増、衛生事業売却（アルミ缶）収入等の売却でございますが、590万3,000円の増額、過年度収入といたしまして3,144万3,000円の増額でございます。

21款の市債1億3,740万円の減額となっております。

次に、歳出の減額補正計上額6億9,973万円の内容でございますが、歳出につきましての、このたびの補正の要点を申し上げます。

人件費の精査による減額補正で、これにつきましては、産休・育児休暇・自己研修等の職員の精査でございます。事務経費の執行残の減額補正が次に主な内容でございます。

次に、各種事業費、特に選挙費、市長選挙費・農業委員会委員選挙費・海区漁業調整委員会委員の実績見込による減額。

次に、工事請負費等の入札執行残の減額補正にかかるものが減額の主な要因でございます。

増額の要因は、総務費の工事請負費84万8,000円の増としておりまして、これは本庁の空調コンプレッサーの修繕にかかるものでございます。

民生費の補助金の返還で83万円の増額をお願いしております。

土木費の港湾管理特別会計の繰出し125万9,000円の増額をお願いしておりますが、これにつきましては、減便等で使用料の減額に伴いましての繰出しとなっております。

消費費の消防団活動事業費、退職報償金・傷病見舞金1,907万1,000円の増

額でございます。

教育費の小学校施設管理事業費99万4,000円の増額をお願いしておりますけれども、飛渡瀬小学校の特別支援学級用教室の改修に伴うものでございます。

江田島公民館の自動ドア補修30万8,000円、大柿環境館の水道代補正12万円、江田島グラウンドの電気代の補正20万円、給食センターのボイラー取り換え300万円、これらが本補正の増額の要因にかかるものでございます。

7ページに第2表として、債務負担行為補正を計上をしております。債務負担行為の追加として、ビジネスイーサ回線使用料、これはNTT回線の使用料でございますが、これが5件、廃止としてリレーセンター運転業務委託ほか3件、変更としてスクールバス運転業務委託ほか2件を計上をしております。

8ページに第3表として地方債補正を計上しております。変更として、一般公共事業債の限度額540万円を660万円に増額のお願いをしております。

なお、37ページから61ページまでは、歳入歳出補正予算事項別明細書、62ページから67ページに給与費明細書、68ページに地方債調書をお示ししております。

以上で終わります。

○副議長（山木信勝君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番 石下議員。

○13番（石下洋子君） 今の説明でちょっとよくわからなかったところがあるので重複するかもしれませんが、61ページの広島県合併推進交付金というのが減額になっていますが、出してもらえなかったということでしょうか。

それから、次に、71ページ、工事負担金、防災事業費のところ、工事負担金が906万ですか、これはどうしてでしょうか。どうして減額になっているのか。

それから、85ページの家庭一般廃棄物収集運搬事業費の5,069万6,000円の減額になっているのはどういうわけでしょうか。

それから、87ページの環境センターの工事請負費が1,510万減額になっていますが、これもどういうわけですか。

それから、97ページの下の土木費の住宅建設で工事請負費が8,149万1,000円減額になっていますが、なぜこんなに減額になったのでしょうか。以上です。よろしくをお願いします。

○副議長（山木信勝君） 川尻財政課長。

○財政課長（川尻博文君） まず、61ページの合併交付金の件ですけれども、これはまず小学校と中学校が建設があるんですけれども、精算、補助金とか事業執行で当額が下がったものにつきまして合併交付金ははまらなかったということでございます。

あと、71ページの防災事業費まん中のあたりですが、負担金の補助及び交付金で工事負担金が減っていることは、消火栓の新設経費の負担金が精算に伴いまして、下水と並行していったりしよるんですけども、それによる減でございます。トータルが1,758万3,000円と、今の2,664万3,000円があったものが精算によりまし

て906万円下がったということでございます。総務部の絡みは以上です。

○副議長（山木信勝君） 西山市民生活部長。

○市民生活部長（西山弘行君） 85ページの001の家庭一般廃棄物収集運搬事業費の5,069万6,000円の減額の主なものですが、ここの委託料4,828万9,000円、これの主なものですが、これは呉のクリーンセンター、呉の方の焼却をお願いしておるところの部分の修繕費が減になったものがございます。

それと、最終処分の灰の処分費が少なくなったということが主な原因でございます。

それと87ページの001環境センターの管理運営事業費の中の工事請負費1,510万円ですが、これは第2埋立地の土えん堤をスペース上にとりましたけれども、今回、これをしなくていいということで来年度に繰越した部分と、第1埋立地の請負に伴う整備工事の部分に関しまして、当初、土砂の購入をあてるようにしておりましたが、これを流用がすることができましたので、1,000万近くの減額になったと、これを足して1,500万円の減額になったのが主な要因です。

○副議長（山木信勝君） 泉谷土木部長。

○土木部長（泉谷伸生君） 97ページの工事請負費の8,100万円程度の減額の内容でございますが、これは新寄瀧住宅というのがございまして、まず入札時点で設定額に比べて約75%ぐらいに安くとっていただいたと言いますか、落ちました。それに伴う減額とですね、それと、実は工事中に大きな転石が現場の部分から出てまいりまして、当初4割ぐらいの工事出来高を想定してたんですが、これが約4分の1ぐらいの出来高におちたものですから、本年度分の支払額がこれくらい減額になったということで、合わせて8,100万程度の減額という結果となったものがございます。

○副議長（山木信勝君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 先ほどの私の説明の中に、ページを大変間違っておりますね、説明をいたしておりましたので、訂正させていただきます。

第2表を債務負担行為と申し上げましたが、8ページ・9ページに第2表として繰越明許費の補正を計上させていただいております。繰越明許費につきましては、総額11億7,874万7,000円となるものがございます。

10ページに第3表として地方債補正を計上させていただいております。

110ページから115ページにつきましては給与費明細書、116ページに地方債調書をお示しをしておりますので、訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

○副議長（山木信勝君） 15番 新家議員。

○15番（新家勇二君） 87ページ、下の方001農業振興事業費1,300万の減額。

89ページの上、工事負担金1,400万の減額。

91ページ、下の方003交流定住促進事業385万円のうち310万円減額。

93ページ、004特定防衛施設周辺整備の690万、ここをちょっと教えてもらえますか。

○副議長（山木信勝君） 島本産業部長。

○産業部長（島本俊明君） 87ページでございます。農業振興事業費の減額でございますが、各種補助金で園芸産地構造改革推進事業というのがあるんですが、今年スイトピーの法人を立ちあげております。その中で、スイトピーのパイプハウスをその補助金を出すようにしておりましたパイプハウスを予定より小さいものでやったために減額になったものです。

それから、工事負担金89ページ、中山間県営事業でやっておりますけれども、これの工事負担金の工事が減額になったため負担金が減額になったもの。

それから、91ページの交流定住促進事業費の業務委託料です。これは、ロングステイ型観光促進事業という3泊4日の事業を計画しておりましたのですが、残念ながら申し込みが少なかったために中止になったことによる減額です。

○副議長（山木信勝君） 泉谷土木部長。

○土木部長（泉谷伸生君） 93ページの下の方でございます特定防衛施設整備調整交付金の690万の減額でございますね、この内容につきましては、これは道路の防衛の交付金の事業の箇所なんですけれども、まず予定額よりも国費と言いますか、交付金が少なかったということで、140万ぐらい国費分ベースでしますと落ちて来なかったということなんですけれども、これに伴います事業費と、それとあとは執行残と言いますか、何分か単独で用意しておりましたので、その分についての執行残を今回減額すると。それで合わせて690万減額ということでございます。

○副議長（山木信勝君） 15番 新家議員。

○15番（新家勇二君） 今の特定防衛施設の減額分ですよね、これは余らせてもしようがないんじゃないかなと思うんですが、そうじゃないんですか。

○副議長（山木信勝君） 泉谷土木部長。

○土木部長（泉谷伸生君） 余らせてというよりも、予定しとった金額が、これは排水路と道路とセットでトータルでの額ということなんですけれども、満額使っております。要するに国費の配分が少なかったということで、今回、最終的に調整させていただいたという内容でございます。

○副議長（山木信勝君） ほかにありませんか。

5番 胡子雅信議員。

○5番（胡子雅信君） すみません、83ページの老人保健費の生活習慣病健診事業費っていうのは、恐らく受診率が低かったという説明だったかと思うんです。これ、どうでしょうか、当初、江田島市で受診率何%という目標があったように私記憶しているんですが、もし私間違いであれば申し訳ないんですが、実際の目標値をどれぐらい下回ったのかその点教えていただければと思うんですが。

○副議長（山木信勝君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） ここの減額につきましてはですね、国保会計で支出しとるためにここが減額になったという意味なんでございます。

○副議長（山木信勝君） 4番 前田議員。

○4番（前田鎮夫君） 2点だけお伺いします。

まず、全体に工事請負費というのがかなり減額になっているんですよ。全体にですね。

それともう1点は、業務委託料、これかなり減額になつとるわけです。これはそれなりに努力されていわれておるんで、これはまあありがたいことなんでございますが、これは今日の新聞ですかね、余り予定制限価格を設けんと工事が粗雑になるから、これはやはり最低制限価格は設けるべきじゃないかと、確か呉市かどこかで記事が載っていました。そこで、工事請負につきましてですね、工事関係について、制限価格をどの程度設けられておるのか、あればどの程度の制限価格が設けられているのか。

もう1つは、業務委託をしましてですね、業務委託に制限価格をつくっておられるのか、つくっておられないのか、この2点。

○副議長（山木信勝君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 工事請負関係の予定価格につきましては、最低制限価格75%で設定をしています。

委託料につきましては、設定はできないというところがございますので、制限価格を設けておりません。

○副議長（山木信勝君） 4番 前田議員。

○4番（前田鎮夫君） その業務委託の方がいささか市民の間で問題になるんじゃないかというのはですね、やはり安くやればいいことはようわかるんですよ。しかし、やることが粗雑になったのでは、これはよろしくないんじゃないかということで、大きな業務委託をするのにですね、書類等のものはいいんですがね。例えば現場の管理委託をするのに余り制限価格もなしに、どんどん、どんどん安くしますと、やはりそこへ働いとる方がですね、やはり相当粗雑な、非常に働く環境としてよろしくないところで働かざるを得ないという話を聞いておるんです。そこから、今後、これが減額になることはいいことなんですが、業務委託についても、やはり積算をされる限りには、それなりの数字をもって積算されとるわけでございますので、それに対して制限価格を設けられた方がいいんじゃないか、あるいはこの程度はどうしても支払をせんと、これは本当に粗雑な管理になりますよということを非常に危惧するわけですが、これはいかがですか。

○副議長（山木信勝君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 工事又は委託料等を発注するときに、基本的に設計は当然つくります。それによって予定価格の方を我々は市長を筆頭に設定をするようにしております。入札にはその予定価格でもって対応をしておるところでございます。工事請負等につきましてはですね、先ほど申し上げましたように75%という最低制限価格を設けておるわけでございますが、委託料につきましては、その制限価格を設定することがよろしくないという判例が出ておまして、設けることが現状ではできないという判断にいたっております。

○副議長（山木信勝君） 4番 前田議員。

○4番（前田鎮夫君） そういうことになれば、やむを得ないかと思えますけどね、ただ先ほど私申し上げますように、今まで市で直営でやられておった業務が、例えば1万円いただいておったと、ところがこれを第三者に委託されたところで、同じ条件で働く人はですね、5,000円、6,000円になると、そういう実態は多分聞いておられると思うんですよ。そういう悪い環境になりますとですね、やはりこれは人間でござ

いますんで、何か悪いことはする気はないですが、やはり力を抜くことも考えざるを得ん、そう思うんですね。その意味で、私は余りこの業務の、特に現業である業務委託をですね、余り制限価格なしにどんどん、どんどん安くさえすればいいと、私はそういうものじゃないと思っております。市がそういう環境をどんどんつくりますとね、今、社会問題になっておりますワーキングプア、このですね、これを誘導するしぼりにならないかという感じがしてしょうがないんですよ。その意味では、一定の業務委託をする中には、その業務委託を見積りの中をですね、かなり精査されて、その中でやはりこれは適切な業者を選ぶということもですね、ぜひしていただきたいと。これは私の思いでございますので、業務委託管理についてもぜひ一定の条件のやはり制限価格は設けていただきたいと。それがお願いでございます。終わります。

○副議長（山木信勝君） ほかにありませんか。

17番 下河内議員。

○17番（下河内 泰君） 65ページの過年度収入3,000万ほどあるんですがね、これの中身、主だったものだけちょっと教えてもらえませんか。

○副議長（山木信勝君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 過年度収入3,144万3,000円、これにつきましては、県の合併交付金が過年度で精算金として入ってきたものが、これが2,980万6,000円あります。それと、障害者自立支援給付費、これは国庫の関係でございます。これが77万5,772円、その他やはり同じく県費の関係の障害者自立支援給付費、これはもう事業実績に伴うものでございまして、これが38万7,886円でございます。それと、児童手当の国庫及び県の負担金として、それぞれ国が22万1,665円、県が16万9,165円ございます。そのあと、最後に特別障害者手当の給付事業として国庫の補助金8万2,000円、これが入っております。

○副議長（山木信勝君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これから、「議案第42号 平成20年度江田島市一般会計補正予算（第5号）」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、「議案第42号 平成20年度江田島市一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり可決されました。

### 日程第 3 4 議案第 4 3 号

○副議長（山木信勝君） 日程第 3 4 「議案第 4 3 号 平成 2 0 年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第 4 3 号 平成 2 0 年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」でございます。

平成 2 0 年度江田島市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費、第 1 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第 1 表 繰越明許費」による。

内容については、福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○副議長（山木信勝君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第 4 3 号の説明をします。

このたびの補正は、後期高齢者システム改修費を翌年度に繰り越して使用するものです。これは、システム改修のためのソフトが、4 月以降にならないと入手できないためのものでございます。

1 4 ページをお願いします。

後期高齢者システム改修費 1 3 0 万 2, 0 0 0 円、これを繰越明許するものです。以上で説明を終わります。

○副議長（山木信勝君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第 4 3 号 平成 2 0 年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、「議案第 4 3 号 平成 2 0 年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 3 5 議案第 4 4 号

○副議長（山木信勝君） 日程第 3 5 「議案第 4 4 号 平成 2 0 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第 4 4 号 平成 2 0 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）」でございます。

平成 2 0 年度江田島市の介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 1, 3 2 9 万 7, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0 億 2, 8 9 4 万 2, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容については、福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○副議長（山木信勝君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第 4 4 号の説明をします。

このたびの補正の主なものは、保険給付費等の実績見込による減額と、その減額に伴い国庫負担金等の減額補正、それと介護報酬改定に伴い保険料負担の軽減等を図るため、交付金が交付されるために行うものです。

はじめに、歳入の主なものを説明します。

1 2 0、1 2 1 ページをお願いします。

一番上の 2 目第 1 号被保険者普通徴収保険料、1 節現年度分普通徴収保険料は 1, 0 0 0 万円の減額。これは調定見込額の減額によるものです。

中ほど 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金が 2, 5 7 5 万円の減額、これは保険給付費の減額に伴うものです。

その下、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 1, 1 5 4 万 4, 0 0 0 円の減額。これも保険給付費の減額に伴うものです。

2 つ飛ばしまして、5 目介護従事者処遇改善臨時特例交付金 2, 2 5 7 万 3, 0 0 0 円の増額。これは、介護報酬改定に伴い、保険料負担の軽減等を図るため交付されるものです。

その下、支払基金交付金 4, 4 0 2 万円の減額。これは、保険給付費の減額に伴うものです。

次ページをお願いします。

上から 2 番目の 1 項県負担金 2, 0 4 0 万円の減額。これも保険給付費の減額に伴うものです。

1 つ飛ばしまして、1 項一般会計繰入金の 1 目介護給付費繰入金 1, 7 7 5 万円の減

額。これも保険給付費の減額に伴うものです。

次に、歳出の主なものを説明します。

次ページをお願いします。

一番下の1目居宅介護サービス給付費5,000万円の減額、これは給付実績見込に基づき減額するものです。

次ページをお願いします。

一番上の5目施設介護サービス給付費5,000万円の減額。これも給付実績見込に基づき減額するものです。

2つ飛ばしまして、9目居宅介護サービス計画給付費1,000万円の減額。これも給付実績見込に基づき減額するものです。

一番下、1目介護予防サービス給付費2,000万円の減額、これも給付実績見込に基づき減額するものです。

130、131ページをお願いします。

中ほどの1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金1,358万2,000円の増額。これは保険給付費の減額が多く、余剰金が発生したため積み立てるものです。

その下、2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金2,257万3,000円の増額。これは介護報酬改定に伴い、保険料負担の軽減を図るために交付されるために積み立てるものです。以上で説明を終わります。

○副議長（山木信勝君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第44号 平成20年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、「議案第44号 平成20年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第36 議案第45号

○副議長（山木信勝君） 日程第36「議案第45号 平成20年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました「議案第45号 平成20年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）」でございます。

平成20年度江田島市の介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,975万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容については、福祉保健部長をして説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○副議長（山木信勝君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第45号の説明をします。

このたびの補正は、介護予防サービス計画費収入の減額、前年度繰越金の確定、平成21年度からの介護報酬改定に伴う地域包括支援センターシステムの改修を行うための委託料の計上。余剰金が発生するために基金を積立するというものでございます。

はじめに、歳入を説明します。

144、145ページをお願いします。

一番上の1目介護予防給付費収入300万円の減額。これは当初の見込件数を下回るために減額するものです。

その下、1目繰越金175万9,000円の増額。これは前年度繰越金が確定したものです。

次に、歳出を説明します。

次ページをお願いします。

一番上の1目居宅予防支援事業費21万円の増額。これは、平成21年度からの介護報酬改定に伴う地域包括支援センターシステムの改修を行うための委託料です。

その下、1目介護予防支援事業運営基金費66万8,000円の増額。これは、剰余金が発生したために積み立てるものです。以上で説明を終わります。

○副議長（山木信勝君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第45号 平成20年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、「議案第45号 平成20年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日はこれにて延会にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日は、これにて延会いたします。

なお、明日3月4日水曜日午前10時にご参集ください。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(延会 16時08分)